

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【1】」

2. 日 時 : 令和5年4月3日（月） 15時00分～17時45分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、北嶋推進官、星野室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他25名（25名のうち、17名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 : なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請ならびに保安規定変更認可申請の概要について（令和5年3月31日の面談資料を使用）
- ・美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請（令和5年3月31日の面談資料を使用）
- ・美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料 【火災防護設計のうち系統分離対策に伴う変更】（令和5年3月31日の面談資料を使用）
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料 【火災防護設計

- のうち系統分離対策に伴う変更】（令和5年3月31日の面談資料を使用）
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料 【火災防護設計のうち系統分離対策に伴う変更】（令和5年3月31日の面談資料を使用）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから関西電力の美浜発電所高浜発電所大飯発電所を、
0:00:09	の、
0:00:10	火災防護における系統分離対策の変更に係る設計及び工事計画認可申請ないし変更認可申請。
0:00:18	あと保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:23	では初回のヒアリングになりますので、事業者の方からまずは、概要説明資料、
0:00:29	あと補足説明資料の説明を一通りでもお願いしてもいいですか。
0:00:36	はい。関西、
0:00:38	関西電力ヨシダでございます。本日の資料、一通り説明させていただきますまずまず審査会合資料、パワーポイントで作った、
0:00:47	A4 横の資料、これメインで、本日説明しますそのあとですね、補足説明資料として、電線管の火災防護対策に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料と、
0:01:01	ということで、お持ちしておりますんで、これさらっと項目について説明いたします。そのあと、ちょっと高松委員所の保安規定を例に、
0:01:12	保安規定の変更認可申請の概要を説明させていただきます。美浜大井も基本的に同じ変更を加えておりますんで、代表の高浜と、
0:01:23	いうところで説明させていただきます。
0:01:25	それでは、審査会后資料案を一通り説明いたします。
0:01:31	本申請ですけれども、美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1 から 4 号機、大飯発電所 34 号機の電線管の火災防護対策に係る
0:01:41	設計及び工事計画認可申請並びに保安規定変更認可申請の概要についてということで、
0:01:48	説明します。で、右肩 1 ページですけれども、今回の申請の概要について説明いたします。申請理由ですけれども、
0:01:59	今回の設計及び工事計画認可申請並びに保安規定変更認可申請は、2022 年、
0:02:06	8 月 17 日の原子力規制委員会において美浜 3 号機火災防護、3 年検査で確認されたZOI内電線管の系統分離対策の不備、
0:02:18	重要度緑、深刻度Sn4 通知なしというふうに確定しまして、また 2023 年 3 月 16 日のNRA面談において、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	ZOI材、電線管もZOI内と同様、設工認と現場を整合させる必要があるというふうに認識しましたので、対策工事を早期に完了させるため、
0:02:41	高浜 12 号機は再稼働購入の変更認可申請、高浜 12 号機以外は個別の設工認申請を行うとともに、保安規定に運用上必要な事項を追加するため同時に申請したものであると。
0:02:55	ということで、設工認申請と保安規定申請、どちらも 2023 年 3 月 31 日に一斉に同時に申請しているという状況でございます。
0:03:08	設工認の申請書類ですけれども、本文として、今回は電線管を考慮した系統分離設計の追加に係る
0:03:19	基本設計方針等の変更、これを実施しますので、その変更をつけております。添付資料としては、
0:03:29	許可との整合性に関する説明書、あと火災防護に関する説明書、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書といったものをつけさせていただいております。
0:03:41	右肩 2 ページいきまして工程ですけれども、審査については 3 月 31 日が申請しまして、本件優先的な、
0:03:52	審査早期の認可を希望ということでお願いしたいと考えております。そのあと工事工程ですけれども、高浜 12 号機につきましてはまだ再稼働前と、
0:04:04	いうところですので、今回の工事計画、
0:04:08	に沿って、工事完了後、進学、再稼働をするという計画にしております。その他のプラントにつきましては、工事物量に応じてですね、
0:04:21	計画的に対策を実施していくというふうにしております。黒字に書いておりますように今後可能な限り工事期間の短縮に努めるということで検討して参りたいと思っております。
0:04:33	右肩 3 ページいきまして、本設工認申請の概要ですけれども、まず 1 ポツ目、今回火災防護対象機器等の追加というものを行っております。
0:04:44	これは新規制基準施行後の設置変更許可申請時に元中央制御室と現地で同一機能を有するものが複数あると。
0:04:55	いう理由で、再稼働購入の添付資料において、一部の現地制御盤を火災防護対象機器から除外しておりました。ただ、共通の回路部分、
0:05:07	等が火災で機能喪失した場合に、中央と現地の盤両方とも機能喪失するということ等ですので、今回検査指摘もありましたので、
0:05:19	当該の現地制御盤を火災防護対象機器に追加するという変更を加えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	なお、火災防護対象機器、への現地制御盤の追加につきましては工認の添付資料のみの変更になりますので、すでに、
0:05:38	社内QMSで、適正化済みですが、今回このZOIの電線管の件で、申請するにあたってですね、
0:05:48	この適正化した内容も反映するというので、書類として入れ込んでおります。
0:05:55	この変更について設工認本部は変更なしで火災防護に関する説明書の表を追加、変更しているということになります。
0:06:07	ベビーカーで4ページいきまして、2ポツ目、電線管を考慮した系統分離設計の追加ということですが、
0:06:14	火災防護審査基準 2.3. 1(2)のaからcのいずれ、いずれかの方法に加え、それと同等の設計として隔壁等の設置と運用面の措置を組み合わせた、
0:06:28	水平距離 6 メーターの範囲における、隔壁等の設置、+可燃物持ち込み禁止、火災の早期感知早期消火の措置と、
0:06:38	こういった設備面運用面の措置組み合わせた方法も選択できるように、基本設計方針に、特に設計を追加しております。
0:06:48	追加の内容ですが、一つ目のポツですが、火災防護対象ケーブルを不燃材である電線管に収納する場合は、電線管に外部からの
0:06:59	酸素供給防止を目的とした難燃性の耐熱シール材を処置することにより、電線管内部での火災が発生した場合でも自己消火する設計とする。
0:07:09	二つ目のポツ、互いに相違する系列のいずれか一方水平距離 6 メーターの範囲内にある、固定化再現と 3 時間または 1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、
0:07:22	同範囲内に仮置するものを含めて、可燃物を持ち込まないように維持管理する。また、固定化際に、火災感知設備及び上消火設備を設置すると。
0:07:33	火災の早期勘定及び早期消火に必要な措置を講じることによって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とすると。
0:07:42	三つ目のポツですが、可燃物の仮置等に係る運用並びに火災の早期感知及び早期消火に係る運用については、保安規定に定めて管理すると。
0:07:52	こういった内容を基本設計方針に追加したいというふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:58	右肩 5 ページが実際に追加する部分を抜粋したものですけども、もともと系統分離対策として、Eぽつ徒労ポツと、
0:08:09	いう二つの設計を記載しておりましたけども、今回この設備と運用組み合わせたそ設計というところではポツ、黄色ハッチングの赤字部分の、
0:08:21	設計を追加するというので、申請しております。
0:08:26	次右肩 6 ページ行きます、今度は添付資料の火災防護に関する説明書野瀬記載内容ですけども、イロハニ方と、
0:08:36	いうところを、今回追加しております。Aポツについては、これは基本設計方針と同じ電線管内部で火災が発生した場合でも、次、自己消火する設計とすると。
0:08:47	いう内容になり、
0:08:49	ろうポツですけども、水撃 6 メーターの範囲内にある固定化菜園として、油内包機器及び電気盤を 3 時間以上または 1 時間の耐火能力を有する。
0:09:01	隔壁等で分離し、1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離する場合には固定火災に火災感知設備及び自動消火設備を設置すると。
0:09:11	火災の早期感知及び早期消火に必要な措置を講じる設計とすること、固定化菜園として、油内包機器と電気盤、
0:09:21	を考慮する場合の記載をしております。ではポツは、固定化菜園として、ケーブルトレイ、これを考慮した設計、
0:09:31	内容としては、老骨等、同様の対策になりますけども、ケーブルトレイに鉄製の蓋等の隔壁。
0:09:41	設置して分離して、火災感知設備及び自動消火設備を設置すると、そういった内容になります。2 ポツとポツは運用面の対策を期待して、記載しております、
0:09:54	上記口及びハにおいて、仮防護対象とする系列の電線管から水平距離 6 メーターの範囲内は仮置するものを含めて可燃物を持ち込まないように維持管理する設計とする。
0:10:07	恵方ポツで、これらの運用ですね、火災の早期感知小早期消火も含めて、火災防護計画を定め管理すると。
0:10:17	いうところを記載しております。
0:10:20	一番下に固定化 3 円、河西元として、何を考慮するかというところの考え方が書いておりますけども、火災減として考慮する電気盤は、
0:10:31	電線管に火災影響を及ぼす可能性がある、445 トン以上の電気回路を有する電気盤とし、火災荷重が低い照明器具等の設備、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:41	掲示板及び一時的な持ち込み、一時的に持ち込まれる手順書や記録用紙、または工具類やシバ剤等に使用されているごみプラスチック等の素材については、
0:10:52	火災減の対象外とするというふうにしております。
0:10:57	別に右肩 7 ページいきまして、
0:11:00	今回の基本設計方針の変更について設置許可との整合性について、考え方を整理しております。
0:11:09	一つ目の矢羽根で、設置許可の基本設計方針の本文では、中央制御室及び原子炉格納容器内において同等以上の系統分離設計を適用すること。
0:11:20	記載しております。基本的には火災防護審査基準 2.3. 1、(2)、aからcの方法、これで系統分離するんですけども、
0:11:31	中央制御室と原子炉格納容器内は、それと同等の設計というものを適用すると記載してます。二つ目の矢羽根ですけども、本設工認による、
0:11:42	電線管を考慮した系統分離設計の追加は、設置許可に記載している中央制御室及び原子炉格納容器以外に、火災防護審査基準と同等の設計の適用対象。
0:11:54	を追加するというものになりますけども、設置許可は基本設計段階の設計、設工認は詳細設計段階の設計方針ということで、
0:12:05	もともと設置許可ですね、火災防護審査基準通りの設計、またはそれと同等の設計を適用という旨の記載しておりますんで、
0:12:15	それに沿った設計進捗の反映ということで、火災防護審査基準と同等の設計として電線管の
0:12:26	この設計を追加するという、そういうことになりますので、許可制御の関係で問題はないというふうに考えております。
0:12:35	実際設置許可の基本設計方針本文と、今回の基本設計方針の記載の対応について、
0:12:45	表の中に書いておりますけども、青字部分が、もともと設置許可に、火災防護審査基準と同等の設計ということで、
0:12:56	書いていた部分、それはそのまま設工認にも移ってくるんですけども、今回はその同等な設計として、設計進捗として電線管を考慮した、
0:13:09	火災防護審査基準と同等の系統分離設計を追加していくという、そういった変更になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	右肩 8 ページで、審査対象条文の整理ですけども、対象条文としては第 11 条火災による損傷の防止、あと第 10 条安全設備、第 15 条設計基準対象施設の機能と、
0:13:31	いうところを考慮しております。第 11 条につきましては火災防護、火災防護審査基準の影響軽減の対策の設計を変更すると。
0:13:42	ということになりますんで、審査対象条文になるというふうに考えています。第十四条と 15 条につきましては、今回火災防護対象ケーブルを収納する電線管の
0:13:55	系統分離対策やりますけども、それに関連する安全設備、または設計基準対象施設、これについて、もともとの
0:14:05	真木公認で
0:14:08	記載しておりました。
0:14:10	機能を損なわないこと、これを確認する必要があるということで、審査対象条文にしております。その他、基本設計、
0:14:20	基準、設計基準対象施設共通な部分として、第四条五条六条 10 条までですね、それと 12 条の溢水、
0:14:32	13 条の安全避難通路等、
0:14:35	これについては関連条文というふうに考えておりますけども、今回の申請で、適合性確認結果に影響はないということで、審査対象外というふうに考えております。
0:14:48	9 ページ 10 ページ目は、今回追加する系統分離対策のイメージ図をつけております。9 ページ平面図を付けておまして、電線管の
0:15:00	A 系列ですけども、A 系を赤色の
0:15:05	電線管で書いておまして、B 系を緑色に記載しております。
0:15:10	で、黄色、
0:15:12	枠囲みしている部分を、1 時間耐火隔壁移送等のもので、
0:15:20	分離すると。
0:15:22	ということで、記載しております。下の方にですね電気盤ポンプ等の油内包機器、あと持ち込み可燃物といったこういう火災
0:15:33	がある想定をしているのと、あとケーブルトレイとして、A 系のケーブルトレイと、緑色にしています B 系のケーブルトレイ、これが同じ区画内に走ってますと。
0:15:45	いうそういった想定でイメージを書いております。
0:15:50	あと三角。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:53	斜三角の水色にしている部分が、自動消火設備になっておりまして、これをケーブルトレイ或いは電気盤ポンプ等に、
0:16:03	の設置というふうにしております。今回このイメージではA系の安全機能を防護する区画ということで、A系のケーブルトレイにつきましては、既工認でもともと1時間耐火隔壁を設置して、
0:16:19	その内部にケーブルトレイ消火設備を設置することで、系統分離しているものになります。今回
0:16:28	A系の電線管ですね。
0:16:30	については、とりわけ1時間耐火隔壁というものを設置していなかったわけですけども、この6メートルという範囲を考慮して、
0:16:41	必要な箇所に、1時間耐火隔壁を設置していくということで考えています。あと固定化再現と呼ばれるもの、
0:16:51	ケーブルトレイ電気盤、ポンプ等については、消火雪上消火設備を設置すると。
0:16:58	ケーブルトレイは蓋をすることで、1時間隔壁各駅と同等の能力を有するように、施工すると。
0:17:09	いうふうに考えています。またこの6メートルという範囲に、対策を絞った場合には、持ち込み可燃物、これの仮置を含めて、持ち込み禁止と、
0:17:21	いう、そういった運用面の措置も必要というふうに考えてまして、これにつきましては、保安規定等でしっかりと運用を定めて管理すると。
0:17:32	いう方針にしております。10ページ目いきまして、これは今度断面図で書いておりますけども、断面ズー
0:17:43	でとりわけ平面図からちょっと変わって、
0:17:47	出るというか、
0:17:48	B系のケーブルトレイですね、ここ、もともと負担がない状態。
0:17:55	でいたものを、系統分離を考慮して、必要な箇所に蓋を取りつけたといった、対策をやっていくと。
0:18:05	いうふうにしております。あと電線管系とB系ありますけども、窓チラー、
0:18:12	に対しても、電線管に難燃性の耐熱シール材を処置することで、自己消火する設計というふうにしていく方針でございます。
0:18:24	11ページにいきまして、
0:18:27	今回、このせ、設備と運用面の組み合わせた対策というところが、火災防護審査基準と同等水準の設計であるかどうかと。
0:18:38	いうところの評価内容を書いております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	今回追加する対策については、もともと火災防護審査基準の 2.3. 1(2) 化し、
0:18:51	その対策を組み合わせた
0:18:56	もので、対策を打つというふうにしておりまして、まず 3 のポンチ絵でA ポツ、またはCポツのセキを適用する火災区画と対策と、
0:19:09	ということでA系とB系の電線管があつて、下に油内包機器があるような区画、ここでは、A系の電線管を防護する場合は底に、
0:19:19	1 時間耐火隔壁、或いは 3 時間耐火隔壁、こういった隔壁を設置した上で、固定化際限の油内包機器に消火設備を設置しにいくと。
0:19:31	こういった対策になるというふうを考えています。で、図 4 はBポツの設計を適用する場合の対策ですが、Aの電線管から、
0:19:41	Bの電線管の間、これ 6 メーター以上あるというふうを考えまして、その間に可燃物、持ち込み禁止、
0:19:52	そうすると可燃物を置かないと、もともと油内包機器等があつた場合は、こういった対策を打てないんですけども、ないというふうにした場合は持ち込み禁止。
0:20:03	そうすることで、可燃物の持ち込み禁止で、このbポツの対策を実施すると。この場合も油内包機器に対して、自動消火設備を設置すると。
0:20:15	ということになります。今回追加する対策は図 5、右の方に書いておりまして、Aの電線管から 6 メーターの範囲内で、
0:20:26	にある油内包機器ですね、ポンプ等がありまして、そこから逆に 6 メーターの範囲の電線管にイマイ、
0:20:36	牧、各駅等を踏まえていくと、そういう対策をやります。その上で、油内包機器にも自動消火設備を設置して、
0:20:46	この 6 メーターの範囲内に可燃物の持ち込み、九州エリア、
0:20:52	ということで、運用を、
0:20:54	強化する。
0:20:55	ふうな内容になる。
0:20:59	これは図 3 と図 4 を組み合わせて、今回図 5 のような対策を一つの対策、選択肢として追加すると。
0:21:10	そういった内容になりまして、この
0:21:14	これにつきましては、AからCの対策、これと同等水準の設計というふうに評価しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	最後 12 ページ 13 ページで保安規定申請の概要を記載しております。まず一つ、12 ページですけども、電線管の系統分離を考慮した可燃物持ち込み管理方法の記載と、
0:21:38	ということで、現状の保安規定の下線部ですね、下線部で、もともと第 18 条の 1 項の(5)、
0:21:49	2、発電所における可燃物の適切な管理、これを火災防護計画に定めるという内容がありますので、この
0:22:00	火災防護計画の中にですね、今回のこの系統分離を考慮した可燃物持ち込み禁止運用、これをルールとして追加しにきたいと。
0:22:12	そういったふうに考えております。あと、各課出張については、前項の計画、これ火災防護計画ですけども、それに基づいて、
0:22:23	必要な体制及び手順の整備を実施するということで、これは社内標準を、各間もって持っていますんで、
0:22:34	例えば保全計画で所管している資機材管理所則であるとか、そういった現場運用を決めている社内標準に、そ
0:22:47	今回の運用を追加していきたいと。
0:22:50	いうふうに思っております。これについては
0:22:55	保安規定の記載について変更はないというふうにしております。
0:23:01	次 13 ページいきまして、
0:23:03	持ち込み期間、可燃物の持ち込み管理についての教育訓練の追加ということで、持ち込み。
0:23:11	管理の運用については、もう、もともと保安規定で、
0:23:16	規定するという内容が読めたんですけども、教育訓練については、ちょっと直接的な記載がなかったので、今回、赤字部分の記載を、
0:23:29	追加するというふうにしております。この赤字部分追加をすることまして、保安規定変更認可申請を実施しているということになります。
0:23:41	追加する内容としては括弧Bの原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する。
0:23:51	構築物系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物の持ち込み管理についての教育訓練、これを、
0:24:01	定期的実施すると、そういった内容を追加いたします。
0:24:06	最後の紙、下のほうの矢羽根ですが、火災の早期感知及び早期消火に係る運用、これについては現行の保安規定及び下部規定、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	火災防護計画等に基づき、火災の感知消火活動を実施するということで、とりわけ保安規定の記載の変更は必要ないというふうに考えております。
0:24:28	審査会合資料の説明以上になります。
0:24:33	続きまして、
0:24:36	設工認側の補足説明資料、これの構成だけ簡単に説明いたします。
0:24:43	で、表紙めくっていただいて、目次になりますけども、今回 1 ポツ目電線管を考慮した系統分離設計ということで、
0:24:53	1-1、ここは系統分離対策に関しての基本的な
0:25:00	考え方。
0:25:02	成功パスを特定する際の考え方を示すというところでちょっと簡単にポンチ絵つけておりますけども、
0:25:10	1 の具体的な内容としては、1-2 と 1-3 になりまして、1-2 は、電線管に適用する耐火隔壁の火災耐久試験についてと、
0:25:23	いうことで、1 時間耐火隔壁、或いは 3 時間以上の耐火隔壁等同等の耐火能力を有するというのを、
0:25:33	試験で確認しておりますので、その結果を一通り載せております。
0:25:39	1-3 につきましては、火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策ということで、先ほど審査会合資料案でも、
0:25:50	記載しておりました水平距離 6 メーターの範囲内で分離するとか、可燃物の持ち込み禁止するとか、そういった設計の考え方、
0:26:01	これを記載しているところになります。
0:26:04	2 ポツ目。
0:26:06	2.1、2-1 の条文整理表ですけども、これはすべての条文に対して、
0:26:15	審査対象、対象外、これを整理している表になります。2-2 の設置許可申請書等本設購入の整合性。
0:26:26	ですけども、これは先ほどの審査会合資料案に記載していた内容を改めて文章として載せているという内容になります。
0:26:36	最後 2-3、火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項ということで、運用面の記載を今後どのように、
0:26:49	社内規定等に落とし込んでいくかというところの概要をつけているといった内容になっております。
0:27:00	今後ですね、各、
0:27:04	プラントごとにはですね、火災区画のどの火災区画にどの設計をイロハ等の設計を適用するとか、そういった一覧であるとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:15	あと実際の配置図ですね、電線管の敷設ルートでその区画にどの対策を、
0:27:22	をどのようにやっていくかというところをわかるような図面類、これを別添として、追加していきたいというふうに考えており、
0:27:33	次回ヒアリングでは、それをお持ちしたいと思っております。
0:27:39	最後保安規定の審査資料についてですが、保安規定は、可燃物の持ち込み管理の教育を追加しております、
0:27:51	概要としては一番最後の、
0:27:55	方にあります、47 ページ目ですね。
0:27:59	47 ページ目。
0:28:03	真ん中ぐらいの列に保安規定の記載すべき内容というところがありますけども、添付 2 の 1、火災の 1 の 3 教育訓練の実施。
0:28:15	の(1)火災防教育、
0:28:18	のところのポツの括弧Bですね、赤の下線引いておりますが、ここに可燃物の持ち込み管理についての教育運営をやると。
0:28:29	いうことを追加しております。
0:28:32	これに対して、
0:28:35	どのように、
0:28:38	下部規定等に定める何なんて定めるかというところを、55 ページ。
0:28:45	の方に記載しております。
0:28:48	55 ページの一番右側の列に社内規定文章の記載内容の概要というところありますけども、
0:28:58	該当規定文書というものもありますが、火災防護の通達火災防護計画、現場資機材管理所則、こういった社内規定文書、
0:29:10	これの見直しをやっていくという内容で、今後の運用を定めたいと考えております。
0:29:19	説明以上になります。
0:29:23	はい、規制庁西内です。
0:29:27	藤。
0:29:28	ポイント本規定とあるので、まずは工認から工認部分からかなと思いますけど、
0:29:36	私の方から一通り確認進めていくので関連するところで、何か確認事項とかあれば、
0:29:42	規制庁からまた発言をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:47	12 ページはもう概要ファクトってということでちょっと表さん 3 ページ目からなんですけど、
0:29:55	パワーポイントの 3 ページ目から、
0:30:02	ちょっとこの 3 ページ目が、
0:30:04	よく理解ができなく、
0:30:09	一番下に書いてもらってる通りこれ結局、申請、変更。
0:30:16	工事計画の人。
0:30:18	カーを申請してる部分なんでしたっけ。
0:30:25	はい。関西電力吉澤です。今回のこの火災防護対象機器の追加は添付資料の修正だけで、それもまきゃ社社内QMSで適正化済みの内容を反映したと。
0:30:38	いう位置付け形。
0:30:40	今回のこの変更申請、
0:30:44	の内容には当たらないんですが、適正化。
0:30:49	するという意味で、追加したというのを載せています。
0:30:54	規制庁西内です。そうですねあの申請書。
0:30:58	ちょっと私も申請されてからは、まだすべて見切れてはないんですけど、
0:31:04	変更の理由に何かマッチしないなっていう理解をされていて、
0:31:09	今の認識なのであれば、何かこれが 1 ポツに出てくるのがよく、
0:31:13	理解できないなあというところでした、何かうちの方に参考っていう所があるんですけど、何か、まさに参考扱いなのかなっていう理解をしたんですけど、
0:31:23	認識にそごがなければ適正化しといてもらえばいいのかなと思うんですけどよろしいですか。はい。
0:31:32	岡崎。
0:31:34	火災対策室のサイトウ。
0:31:37	と、
0:31:38	ここの
0:31:41	まず、お伺いしたいのは、
0:31:44	制御盤を火災防護対象機器に追加するっていうふうになっているんですけども、
0:31:50	そもそも火災防護審査基準って火災防護対象機器と火災防護対象ケーブルと二つあって、
0:31:58	すでにこうした制御盤は本来は火災防護対象ケーブルに入ったと思うんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:05	その位置付けを、火災防護対象機器に変更すると。
0:32:11	そういう位置付けの変更ということなのか、それとも、
0:32:16	また別途違う意図があって、こういう制御盤を火災防護対象機器に追加すると、へ変更するのかな、火災防護対象ケーブルから本来は火災防護対象機器に変更すると。
0:32:32	いうことになってんのか、ちょっともうちょっとその詳細を詳しく教えていただいてもいいですか。
0:32:39	はい。関西電力吉田でございます。3 ページの表 1 で、例えば一番上の、
0:32:48	電動補助給水ポンプ盤、これ今回追加しようとしておりますけども、もとの電動補助給水ポンプというものが、対象機器等をして、記載さし、
0:33:00	しております、その火災防護対象ケーブル、これはセットでついてくるもんだという、そういった認識のもと、表を記載しておりました。
0:33:12	ただ実際検査指摘にありましたこのポンプ番ですね、こういったものをこの
0:33:22	機器リストから直接読み取ることができないと、いうところもありましたので、明確に対策の対象ということがわかるように、
0:33:34	コウノポンプ番を今回追加してます。当然ながら火災防護対象ケーブルは、すべてこれにひっついてくるもんだと、いうふうにしてまして、その対象範囲については、特に変更するもので
0:33:48	ない。
0:33:50	です。
0:33:51	火災対策室のサイトウです回答ありがとうございます。そうするとですよ。
0:33:58	火災防護対象ケーブルではなくてこれは本来高温停止冷温停止の停止またはその維持に係るですね、必要な機器として、
0:34:10	位置付けを明確化するために、ここの
0:34:14	火災防護対象機器に追加するというふうな、理解でまずはよろしいですか。
0:34:21	はい。関西電力吉澤でございます。その理解で問題ございません。
0:34:26	はい。ありがとうございます。そうするとですね、佐田火災対策費のサイトウですけども、そうするとですね今回そ、位置付けなんですよ今回この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	火災防護対象基金に追加になりますよねと成果になるということは、これ一つ一つが、今回この後いろいろとその技術的な対策を講じようとする場合の、
0:34:53	一つ一つの火災元に追加されるからこの 12Aと記載をしているのか。
0:34:59	それとも、その火災元との間関係で、この火災防護対象機器のこの追加についてどうとらえているのかと。
0:35:09	ということについてもうちよっと詳しくご説明いただいてもよろしいですか。
0:35:18	はい。関西電力吉田でございます。葛西元との関係については、それぞれの盤の対策を打つときに、
0:35:28	火災元との距離であるとか、位置関係これを考慮した対策、やってくるんですけども、ここの表ではまずは対象機器として追加すると。
0:35:39	ということで、火災防護対策を実施する、系統分離のを対象に、
0:35:46	土俵に乗せたという、まずはその位置付けになります。具体的な各機器の設計については、それぞれ
0:35:57	今系統分離対策の基本方針、
0:36:01	それぞれイロハとありますけども、それに沿って対策をやっていくと、いうふうに考えております。
0:36:10	火災対策室のサイトウで説明ありがとうございます。で、私が申し上げたいことはですね、これ、これらが対策する上で、一つ一つその下財源として、
0:36:24	とらえて、総務、6メートル離隔がどうこうとかいう話はこの後、技術的な対応としてあるわけですよそれとの関係でどうなん、どういう位置付けウエイトを占めるのかということについて、
0:36:38	ニシウチからの話の続きになるかもしれませんがけれども、これが必ず重要になるというのであれば先に説明が来るでしょうし、
0:36:50	そうでないのであれば、これは後で要は、それそうしたものの火災対策として、他の対策とあわせてこれも追加しますという後付の話になるでしょうし、
0:37:03	位置付けが若干ちょっと見えなところがあるんで次回までにその整理をしていただいてもよろしいですか。
0:37:10	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃるようにこの機器が系統分離の対象を、として、エントリーするんですけども、
0:37:21	この機器自体が火災元となり得るのかどうかということのご質問かと考えました。先ほど葛西編として、考慮する電気盤については 440V以上の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	電気回路を有する電気盤というふうを考えてまして、今回追加した子、これらの玄千葉については、445トン未満の
0:37:45	電気回路しかないので、火災元としてはみなさないと。
0:37:49	うん。まんまも守られる側のだけの機器と、
0:37:55	いうふうに考えています。ですんで電線管の系統分離と、
0:38:01	言ったときに、河西園としてはみなさなくて、周りに油内包機器等があれば、電線管と同様に、影響があるかないかというところで、対策。
0:38:15	を実施していくものになり、なると。
0:38:18	いうことで考えてます。
0:38:21	火災対策室の齋藤です。まずは、その位置付けの整理をお願いしたいということとあとで440Vの話は、しっかりと確認させていただきますのでそこはそこです。
0:38:33	いうことでよろしく願いいたします。まずこのページ3ページについては私以上です。
0:38:42	規制庁西内ですけど。
0:38:45	ちょっといろいろお話がきましたけど、いや結局、
0:38:51	これ申請してるんですけどつけしてないんですけどつけという言葉に尽きると思っていてちょっと位置付けを明確にしてもらおうっていうだけかなと思います。
0:38:57	でもまず位置付け明確に説明してもらって、その上でさらに追加で事実確認した方がいいのかどうかっていうだけだと思っていて、今回のこれの位置付け、
0:39:07	申請の方で他の2ポツ以降との関係も含めてですけど、
0:39:11	何をしたいのかだけ明確に説明いただければいいのかなと少なくとも私今申請されているものと私これ認識されてない、認識してないので、
0:39:19	本部の基本設計方針何も変わってないですし、
0:39:22	認可対象の部分だと私認識をしてないのでその認識にそこがあるかどうかをしっかりと明確にさせていただいてその理由を書いてもらえれば今の齋藤室長から話も明確になるのかなと思います。
0:39:32	はい。
0:39:34	よろしく願います。その上で4ページ目以降なんですけど、
0:39:38	ちょっと全般ですけど、
0:39:41	電線管っていうワードがすごい目立つんですけど、ちょっと認識を確認したくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:48	これは火災防護対象ケーブルが収納された電線管って全部読みかえちやって大丈夫でしたっけ。
0:39:55	はい。関西電力吉田でございます。その読替。
0:39:59	前提で書いております。
0:40:03	わかりました結果して伝染化ってということなのかもしれないですけど、ちょっと
0:40:09	何、まず、何が対象なのかっていうところから入りたくてで、もう少し確認をしたいのがですね、
0:40:18	4 ページ目のところの火災防護審査基準を抜粋してもらってますけど、
0:40:24	抜粋してもらっているところというところから 3 行目のところで、火災防護対象機器及びケーブルで書いてますよねと。
0:40:31	で、この電線管っていうのは、いわゆるケーブル側の話って理解でいいんですけど滝川の話も入るんですか。
0:40:38	関西電力吉田です。ケーブル、
0:40:42	になります。
0:40:44	規制庁西内ですけどそうすると、今回の、まず申請してる、今申請書に日本語としてどう書かれてるかちょっと置いといて、さらに事業者として、
0:40:55	今回申請しているのは、火災防護対象ケーブルの、
0:40:59	系統分離対策、いわゆる機器の話は今回含んでないって思っているんですが、ちょっと機器も含めた系統分離対策なんではないでしょうか、ちょっとまず申請範囲っていうことで明確にしたいんですけど。
0:41:11	審査関西電力ヨシダでございます。申請範囲は、火災防護対象ケーブルの系統分離、
0:41:18	を対象としております。
0:41:20	はい。規制庁西内です。まずちょっと
0:41:24	事実確認進めるまず確認進めるに当たって、ちょっとその対象がよくわからなかった。
0:41:30	場合によってはその電線管であっても機器っていうパターンもあるのかな、要は否定はできないのかなと思っていて、
0:41:36	ちょっとまずこの電線管という表現が何をとらえているのかを明確にしたかったというところなんです。ちょっと用語はそういったところを明確にまずしていただければ我々も共通に取りやすくなるのかなと思うのでそこは力お願いをしますで、
0:41:49	少なくとも今回の火災防護対象ケーブルの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	系統分離対策だ、提訴それについての説明資料だと思っていいですね。
0:41:57	はい。関西電力吉田です。その通りでございます。
0:42:02	はい。規制庁西内です。わかりましたと。
0:42:09	次この赤字のところの6メートルの範囲における隔壁等の設置。
0:42:16	プラス可燃物持ち込み禁止早期感知消火の措置っていうのがですね。
0:42:21	ちょっとここが、
0:42:22	理解が進まなくて、
0:42:25	ここうについて多分これ以降、結構記載をいただいていると思うんですけど。
0:42:31	多分図の問題なのかもしれないんですけど、
0:42:36	うん。
0:42:37	いや、ちょっとですね。
0:42:41	説明。いや、例えばなんですけど。
0:42:45	19ページ目とか10ページ目で、
0:42:48	多分説明したいことが多過ぎて、ちょっと事実確認に戸惑っているのが正直なところでして、
0:43:06	ちょっとまず
0:43:08	何をやろうとしてるのかってところなんですけど、まず大きい枠のところから確認をすると、これは
0:43:18	ですかねまず今回やろうとしている系統分離対策っていうのは、
0:43:25	今、工事計画上だと。
0:43:28	火災防護審査基準で言うところの3時間耐火っていう対策と、
0:43:34	中央制御室との格納容器を除いてですね、除いて、今現状の基本的方針変更前の申請業績方針だと。
0:43:42	中操と生CVを除くと、
0:43:45	3時間耐火、もしくは1時間耐火プラス自動感知消火っていう二つの方策で系統分離対策をします火災防護対象ケーブルについては、
0:43:55	っていう対策になってると思うんですけど、今回はまずそのいずれでもない別の対策をやろうとしてるって理解でいいんですよね。
0:44:04	はい。関西電力吉田でございます。その通りでございます。
0:44:08	はい。で、
0:44:10	その上で、
0:44:12	6名、いわゆる残ってる6メートル離隔プラス自動感知消火、それでもないっていう理解でいいんですよねまずあくまで。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:21	はい。関西電力遊佐です。ももとのBポツに相当する、6メーター＋感知消火でもない。
0:44:30	規制庁西内です。これちょっと私ども大体、工事計画とか変更許可変更、工事計画の変更っていうときにいつもお願いするんですけど、現状こうで、
0:44:42	今回の申請でどう変更するんだっていうのがちょっとわかるような資料構成にさせていただきたくて、要はas-isとして現状がこうであってそれをどう変更するんだ。
0:44:53	多分そうした方が、事実関係が多分整理がしやすいと思うんですけど、いつもこれお願いしてるんですけど、
0:45:01	まず全体そういう資料構成にお願いをしたいなと思ってんですけどそういうところでちょっと資料の充実をお願いしたいんですけど、よろしいですか。
0:45:09	はい。関西電力ヨシザワで承知しました。
0:45:13	そういう意味でいうと、まず現状は、
0:45:17	ろうっていう形で3時間耐火が1時間耐火プラス自動感知消火という対策をやっていて、
0:45:24	そこに対して、今回、火災防護対象ケーブルを対象とした系統分離対策を1個追加するイメージっていう理解をしいんでいいのでしょうか。
0:45:36	はい。関西電力、吉澤でございます。その理解で問題ございません。
0:45:41	はい。規制庁西内です。
0:45:46	ちょっとそこで、多分それがこの赤字の話なのかなと思うんですけど。
0:45:52	まず、ちょっとターゲットを明確にしたいのがですよ。
0:45:56	まさに今、この文章でも書いてもらってますけど4ページのね。
0:46:00	火災防護審査基準のこのAぽつからCぽつのいずれかの方法。
0:46:06	これこれらと同等の設計としてって書いてあると思うんですけど、
0:46:10	大きい枠としてですよ、3時間耐火っていわゆる隔壁だ形で系統分離対策をするやり方だと理解していて、1時間耐火間ないし6メーター離隔っていう方は自動感知消火とセットの方。
0:46:23	いわゆる系統分離対策と理解をしていて、
0:46:26	大きく2種類で、
0:46:28	ねらう水準が要はバリアだけで達成しようとしているのか、感知消火っていうそっちも組み合わせで達成しようとしているのかっていうところで多分大きく考え方違うと思うんですけど。
0:46:40	どれと同等だっていうイメージでこれは説明されてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:45	何かを、ちょっとそこがごっちゃになってよくわかんないなっていうところがあってですね。
0:46:53	はい。関西電力吉澤です。3時間は消火設備なしの対策ですんで、今回追加する対策は、1時間隔壁。
0:47:05	プラス感知消火。
0:47:08	の考え方と、6メートル離隔プラス感知消火、これを組み合わせたもの。
0:47:16	という認識でおります。
0:47:19	規制庁西内です。
0:47:23	わかりました。だから、加来へ聞いパートと感知消火パートと、それぞれ設計項目が大きく二つある。
0:47:31	ていう構成だって思えばいいですか。
0:47:33	だからまさにこの赤字で書いてもらっているように隔壁の設置っていうのと、
0:47:37	早期感知早期消火の措置っていうものが入ってくるっていうそういう理解でいいですか。
0:47:42	はい。関西電力吉田です。その通りでございます。
0:47:47	はい。規制庁西内です。
0:47:51	ちょっとこれはわかりやすさの観点かもしれないですけど、
0:47:54	例えばそこで1回分けて文章も多分構成してもらった方がいいのかなと思っていて、
0:48:00	ちょっと
0:48:01	例えば4ページ目で書いてもらってる3ポツがそれぞれどこに対しての何か懸念、ケアなのかっていうのがよくわかりづらいんですね。
0:48:12	同等水準だっていう説明をするのであれば、どこに対してどう同等だっていう構成をしてもらわないと、ちょっと理解が追いつかないなっていうところでして、
0:48:32	火災対策室の齋藤です。今のニシウチの話をちょっと違う観点からちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:48:43	ちょっと一方、引いて火災防護審査基準の考え方全体を見ていくとですね、
0:48:50	火災防護は深層、深層防護対策をすることになっていますよねということではわかっていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:59	それについて、基本的には3層の対策をとりあえず講じるということになってますので、火災防護審査基準の書き方でいくと、一つは火災発生防止の対応をしている。
0:49:15	二つ目は、感知消火の対応をする。
0:49:19	三つ目としては、影響軽減の対応をするということでそれを、基本的にはですよ、それぞれ対応すると。
0:49:29	ということになってると、ということについてはここまではまず共通の理解だと思えますよね。今回の話について言うと、
0:49:37	3層目の影響軽減の話のうちの系統分離のところ、不十分な対策があるということになっていると。
0:49:51	ということなんで、本来恒久的な対策をとろうとするのであれば、基本的にはその影響軽減の中で完結させなければいけないということになるわけですよ。
0:50:05	で、
0:50:06	それはそうして影響軽減の中の系統分離対策ってどうなってますかという話が今ここに書いてある4ページの、
0:50:16	ところの、系統分離対策っていうのはその三つの対策のうちどれかを使ってくださいと。
0:50:25	いうことを基本的に示しているということで、一つが参事官の田井、3時間耐火の話でそれ以外が、
0:50:35	6メートル離隔。
0:50:38	カー後は、6メートル離隔+感知消火、それから1時間耐火+感知消火ということでこの三つについては、
0:50:48	この火災防護審査基準を出す前に平成25年ぐらいにオフィシャルな会合の中で何、何を言ったかっていうと、
0:50:57	基本的には3時間耐火と、技術的には等価ではないけれどもこれまでのそのアメリカ等の実績を踏まえて、
0:51:06	このABCの話の中のそのBとCについても、運用上、これまでの経験上等価であるというふうに判断して、
0:51:16	この三つを、うちのどれかを選んでくださいという話になっているということになるわけですよ。
0:51:23	そうしたときに、じゃあ、それ以外の、
0:51:27	対策で、でき、やりますよって話になったときに、説明としては、
0:51:34	Bとシーズを組み合わせでどうこうという説明を今されてますけれども、基本的には、じゃあそれは3時間耐火とかと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:45	どのように等価なのかと、いう話を説明するのか。
0:51:50	それとも、もともとのそのゴールとして、
0:51:54	ABCのドレカーに持ってく、持ってくんだけれども、その中で、
0:52:00	対策の一つ。
0:52:04	複段階として、
0:52:08	この対策を他のレイヤーと合わせて、
0:52:12	対策をとりますというふうにしてんのか、その辺のそのコンセプトがちょっとよく見えないんですね。ここのその説明の仕方っていうのは、
0:52:21	結構
0:52:24	対策として、
0:52:26	どこどこに行こうとしているのかというところの、話の中で結構重要なところなんで、
0:52:32	ここの4ページのこの書き方についてはやっぱりもうちょっと、
0:52:38	何か明確化して欲しいと要望関西電力としてゴールをどこに定めていて、そのための追加の対策については何と等価になっているのか。
0:52:49	何と、
0:52:51	バーターになっているのか等々も含めてですね。
0:52:54	きちっと議論できるような話になってないと、ちょっと審査会合とかでちょっと議論しづらいなというふうに思ってますんで、そうしたですねもともとの火災防護審査基準の考え方とあわせてですね。
0:53:08	ちょっとそこがどのように等価になっているまたは同じである、またはそれを上回るという説明になっているのかというところについては、
0:53:18	明確化していただきたいなと、今日の話でいくと、ちょっとそこら辺のその関係がニシウチからも言ってますけれども、ちょっと不明瞭だなというふうに思ってますんで、
0:53:30	整理をお願いしたいと思います。
0:53:42	はい。関西電力、吉澤でございます承知しました。4ページの記載については、何と同等かというところ、わかりやすくなるように記載を修正します。
0:53:59	今西塚葛西対策室の齋藤です今ニシウチからの話と合わせて何と同等かというところは技術的な話としてそれ以降の話として全部同じなんですけれども、
0:54:10	要は何が、
0:54:13	どういう対策を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:15	考えているのかと、いうこともわかりやすく説明してくださいね何か最初 の一本目は何かわかりやすく見えるんですけども、だんだん何かこう なんて鹿沼にはまっていったって何かよくわからんというふうに言った感じに なってるようなイメージがするのですね今のこの私の。
0:54:31	イメージからする、私の読んだ感想からするとですね、ちょっとそこをお 願ひしたいと思う。
0:54:35	よろしくお願ひします。
0:54:40	はい。関西電力吉澤です。承知しました。
0:54:44	はい。衛藤規制庁ニシウチです。
0:54:47	付け、
0:54:48	結局まずやろうとすることを明確にしてくださいねというワードに尽きる と思っいて、
0:54:54	冒頭私からもお伝えします齊藤室長からも今話があったようにですけ ど、
0:54:59	ちょっとまず現状as-isしかりは示してもらって、そこから何をやりた いのか今回の申請で、
0:55:06	少なくとも申請書、ちょっとすいません私も流し読み程度しかできてない ですけど申請書を見る限りは、っていう対策を今回追加したいわけです よね。
0:55:14	火災防護対象ケーブルに係る
0:55:17	それがしかりその火災防護審査基準と同等の設計、
0:55:22	ていう今説明書に基本設計方針の方にも書いてますけど、同等レベル の設計であるっていうことをやろうとしてるっていうことと、見る限りは理 解できるんですけど、その内容がもう少しわかりやすく、具体的にはどう 同等なのかですよね。
0:55:39	ていうことをしかり説明をまずいただくっていうことがスタートなのかな あとは理解をしています。ちょっとそこがまだ事実確認が正直追いつい てないところでして、ちょっとまたその充実っていうところからお願ひを したいなと思います。
0:55:50	で、その際に冒頭お伝えしましたけど、
0:55:55	先ほど齋藤からも話あったように、火災防護審査基準のABC、これ全 部等価っていうところだと思うんですけど、いわゆる、
0:56:03	バリア隔壁等だけで達成しようとしているのか、だから今回もその
0:56:09	隔壁だけで同等だっって言おうとしているのか、もしくは感知消火も組み 合わせて1時間耐火6メートル離隔っていうところと同等だっって言おう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	としているのかによって多分大分説明の仕方変わってくると思うんですよ。
0:56:21	今は何かちょっとごっちゃにされちゃってるのでそこがちょっとよく理解しづらいなというところなんですけど、少なくとも1時間耐火プラス自動感知消火いわゆる感知消火も含めた、
0:56:30	同等性を説明をしようとしているもの。
0:56:33	というふうに理解をして大丈夫でしたっけ。
0:56:41	はい。関西電力吉田でございます。ほとんど9割9分の場所については、感知消火、セットで考えておまして、
0:56:51	一部、海水管トレンチの部分は、
0:56:54	とか、3時間の耐火各駅というところも、設計上検討しておりますんで、そこはEぽつの対策。
0:57:04	になるのかなというふうに考えてます。
0:57:10	規制庁西内です。今吉田さんがおっしゃったのは、
0:57:19	結局、今回基本設計方針として、だから結局申請内容が何かに尽きるんですけど、申請されてる。
0:57:28	ないように、3時間耐火と同等の予算、3時間耐火の隔壁等じゃないんだけど、それと同等の追加の措置、別の対策をやろうとしてるっていう説明ですか。
0:57:43	はい。関西電力吉澤です。
0:57:45	3時間、各駅と同等。
0:57:50	プラス感知消火、
0:57:54	整理いただいて説明いただくってことですかね。はい。少なくとも今、
0:58:00	話があった、例えばケース分けして説明いただければいいのかなと思っていて、感知消火組み合わせた措置なんだったらそうだし、逆に言うとその同等性を言うだけだったら、別に3時間耐火＋感知消火オーバースペックなわけですよ。同等以上のっていう説明だったらいいんですけど、
0:58:16	何を説明しようとしてるかだけ絞っていただければ結構かなと思います。ありがとうございます。関西電力の小森です。
0:58:22	えっとですねヨシザワが申し上げるとしたのは、基本は1時間プラス感知消火。
0:58:30	これの同等性を説明するのがメインだと思ってます。
0:58:35	ただ、例外的にですね、エース数箇所というか幾つかの場所だけ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:41	3 時間耐火、
0:58:44	と同等。
0:58:47	だからええとまあ同等ですっていうふうな説明するところは、一部だけあります。
0:58:51	ほとんどは、
0:58:53	椎野 1 時間プラス耐火消火と同等というふうな説明をさせてもらおうと。確かにおっしゃる通りこの辺資料としてちょっと整理が悪くて、
0:59:04	ちょっと我々も修正の余地あるかなというふうに思ってますので、そこ修正して、次回お持ちしたいと思います
0:59:14	規制庁西内ですそうですねできる範囲で、概ねやりたいことはわかったんですけど、あとはお互いが共通認識取りやすい資料にて多分それだけの話だと思っていますので、
0:59:26	ちょっとまずやりたいことをしっかりわかるように、現状、as-is現状からの変更点。
0:59:31	あとは、
0:59:32	やろうとしてる内容が同等水準の火災防護審査基準の対策と同等水準の話し合いはどう同等なのかっていうのを、構成を分けて、良い要素単位でって言えばいいですかね。
0:59:44	説明いただくっていう構成の方がいいかなとは思いましたということで、
0:59:48	ちょっととりあえず
0:59:51	大半。
0:59:53	まあ、大半そういう設計になろうであろう 1 時間耐火プラス自動感知消火とどう同等なのかっていうところの確認をちょっと進めていきたいんですけど。
1:00:03	そういう意味ではこの鍵括弧で書いて、
1:00:07	4 ページ目ですけどね。
1:00:09	かぎ括弧で書いてもらってる。
1:00:11	この水平距離 6 メーターの範囲における隔壁等の設置っていうのが、これが 1 時間耐火と同等だっていう理解になるんですか。
1:00:25	はい。関西電力吉澤でございます。
1:00:30	1 時間耐火か、ここで言う隔壁等の設置というところは 1 時間耐火隔壁の設置を意図してます。ただ設置する範囲について水平距離 6 メーターと
1:00:44	いうところは、もともと火災防護審査基準のBポツの 6 メーター離隔というところから取ってきて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:54	いまして、6メートルの範囲内にある固定化再現と、1時間耐火隔壁等で分離すると、そういった意図で、
1:01:04	ここは記載してます。
1:01:14	火災対策室のサイトです。今の吉澤さんの説明だとですよ。
1:01:20	要は6メートルの範囲だけこうしますと。
1:01:24	いうふうに聞こえたんですよね。だから実際
1:01:29	その対策とその範囲が、
1:01:32	どういう関係になってるっていうのがちょっとよくわからないんであとそこら辺はすいませんたぶんですけど、この後ろの方にある、9ページとか10ページとかの、
1:01:43	話との図面の中で多分整理されることだと思うんですけども、
1:01:48	そことあわせてですねちょっともうちょっと感じを、なんて対策を、
1:01:54	ちょっと整理していただいてもいいですか。今の説明の仕方だと6名、葛西元から6メートルの範囲だけこうしますと、いうふうに聞こえてるんで、ちょっとすいませんその整理の仕方を、整理をお願いしたいと思う。
1:02:16	規制庁西井です。すいません。尽きるところ。
1:02:20	どう同等だと思ってるかを説明してくださいっていうところに尽きるので、
1:02:25	その観点での確認にしかならないんですけど。
1:02:29	そういう意味では先にちょっとすみません大枠で言うと、大枠の資料構成の話でいうとちょっとよくわかりづらいと思うのが、4ページ目と6ページ目なんですけど、
1:02:40	何かすごい説明がダブってるように見えて、
1:02:48	これはあれですが4ページ目を概略的に記載して、4ページ目5ページ目の本文の説明で、
1:02:55	6ページ目が、説明添付の説明書の
1:02:59	対北井の話をしているって理解でまずいんですけど。
1:03:03	はい。関西電力安野です。そういうつもりで書いてます。
1:03:09	はい。規制庁西内ですわかりました本文に何書いてるか、基本設計方針に何か言っているかはこの基本設計方針の抜粋のページさえあればわかるので、どっちかっていうと
1:03:20	やっぱりちょっと今回行ってやろうとしてる対策が、今のところよく伝わりづらいんですよね。そういう意味で4ページ目と6ページ目の中に多様なページが説明が続くと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:29	またその関係で、こんがらがるしかなんか 4 ページ目と 6 ページ目若干構成が記載順が違ったりするんですよ。
1:03:35	だから一層 4 ページ目と 6 ページ目何か分ける必要なくてさっき言ったようなそもそも対策としてどういうふう考えてるのかっていうところの説明をしっかりとるっていうところに、
1:03:45	また絞ってもらった方が、
1:03:48	少なくとも私はわかりやすいなと感じました。
1:03:51	ちょっとそこがまずわかってないので、ちょっとその段階で 4 ページ 6 ページ分ける意味はあまりないかなと感じましたというところが一つ、大枠でいうと、
1:04:00	そのあとで
1:04:02	多分 7 ページ目と 8 ページ目はまた 1 回話が変わるんですよ。
1:04:07	7 ページ目はそもそもの要は、技術基準適合性の話をそれは 6 ページ目までしてるはずなんですけど、7 ページ目で許可整合性の話があって、
1:04:17	8 ページは他条文の話があって、
1:04:19	9 ページ目、10 ページ目 11 ページ目っていくと、これはまた技術基準適合性の話に戻るわけですよ。ちょっとその行ったり来たりしてる感がすごいあるので、
1:04:29	1 回基準適合性の話でパーツと言ってもらって、11 条への適合性行ってもらった後に、14 条 15 条とか他関連条文についてとか、
1:04:41	してもらって最後に許可整合性でしまった方が何か構成としては、まとまりがあるかなと思います。ちょっとすいません行ったり来たりしてちょっと見づらいなというところがあったのでこれは単純にすいません資料体裁というところで、
1:04:51	ご検討いただければいいかなと思いますけど。
1:04:56	はい。関西電力の宗です。資料の順番については、今のご指摘も踏まえて修正します。
1:05:05	はい。これは単に資料体裁の話なのでちょっと行ったり来たりしないような資料構成だけ、ご協力いただければ嬉しいです。
1:05:13	で、
1:05:14	その上で、
1:05:15	ちょっと申請内容の確認をもう少し進めたいんですけど、
1:05:25	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:43	5 ページ目 1 回おいても 6 ページ目ですかね多分一番ここが詳しいそうなので、
1:05:50	さっきの話にちょっと戻りますけど、大部分のその同等の設計っていうところで 1 時間耐火プラス自動感知消火って話でいきたいんですけどね。
1:06:01	この労は 2 步って書いてるもののうち、
1:06:07	現状ここまでが隔壁パートでここからが感知消火パートでっていう切り分けは今できるんですけど。
1:06:16	今は綺麗にできない。この項目単位とかで、
1:06:19	はい。関西電力、吉田です。この項目単位で切り分けはできないんです。
1:06:25	わかりましたちょっとそこを意識してもらってちょっと項目も立ててもらえればわかりやすいかなとは思いましたと。
1:06:31	で、
1:06:32	基本的にあれですかね、感知消火って書いてあるのか感知消火パートでそれ以外は隔壁等だっと思えばいいんですかね、ざっくりそういう理解で現状大丈夫ですか。
1:06:41	はい。関西電力吉田です。村議会。
1:06:44	で問題ございません。
1:06:46	わかりますと、ちょっとそういう意味で言うと確認していきたいのはポツ、
1:06:51	ポツはこれは隔壁%と、
1:06:54	それと感知消火%等、
1:06:57	あとどういう同等性のイメージですかねこれは、
1:07:00	はい。関西電力の須田です。ここは電線管内のケーブルの火災に対しての感知消火と同等の設計ということで自己消火と。
1:07:12	いう。
1:07:14	の記載になります。
1:07:19	整理いただいて、はい。説明いただければと思いますがわかりますわかりました別にここで今議論するつもりはないので、
1:07:26	はい。整理いただいて説明資料に落としてもらえれば結構です。
1:07:31	あと先ほどのサイトウが深層防護って話もあったと思うので多分ここで書いてる設計ってこれ単純に発生防止の設計ですよ今書いてるのって。
1:07:40	はい。ていうふうに私は理解してますけどだから、同等性をどう言うかっていうところに尽きると思っているのでしっかりそこをわかるような構成

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	でまずは書いてもらってそのあとにちょっと必要であれば追加の事実確認をさせていただきたいなと思います。
1:07:53	で、えっとですね、ロープをII。
1:07:57	と。
1:07:57	ハートIIが、
1:08:00	多分
1:08:01	9 ページ目、10 ページ目との図の話だと思うんですけど、
1:08:07	ちょっと
1:08:09	9 ページ目と 10 ページ目の図見ながらなんですけどね。
1:08:15	多分 1 枚でいろいろなことを説明されようとしているのかなという気がして、
1:08:21	他的に言うちょっと
1:08:23	どこを見ればいいかがちょっとわかりづらいんですよね。ちょっと場合によっては図を分けてもらって、
1:08:29	で、
1:08:30	言いなれば多分、11 ページ目の、まず、
1:08:35	同等性を、
1:08:37	どういう概念どういうフィロソフィーで達成しようとしているのか、っていう説明が、
1:08:43	まずあって、それ達成するためにこういう工事が追加で必要だこういう運用が追加で必要だ。
1:08:50	ていうような形でブレイクダウンしてもらった方が、
1:08:54	ちょっとわかりやすいかなあという気はちょっとしましたと。
1:08:57	で、
1:08:58	ちょっと構成はお任せしますけど、
1:09:01	ちょっと 9 ページ目ももう少し確認なんですけどね。
1:09:05	9 ページ目は、
1:09:07	ちょっとすみません
1:09:08	6 メーターの考えがよくわからなくて、
1:09:13	まず、
1:09:14	これあれですよ。
1:09:16	真ん中に赤い、
1:09:18	電ケーブルを収納する電線管が走ってって、
1:09:23	その右隣に、B系の今度、その同じ同じB系のケーブルを収納した電線管が走って行って、まず今回やろうとしてる話は、この片系をまずター

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ゲットにねらって系統分離しっかり対策をしようとしているって李概念でいいんですけど。
1:09:41	はい。関西電力吉田です。その概念で設計します。わかりました。で、この6メートルっていうのは、
1:09:52	いわゆる火災防護審査基準でいわゆる6メートル離隔っていう概念があると思うんですけど、あれと同じ理解をすればいいんですかね。
1:10:04	はい。関西電力吉田です。6メートルは
1:10:08	Bポツの6メートル。
1:10:10	と同じ会議でし使用してます。衛藤。
1:10:14	ちょっと認識をもう少し明確にしておきたいのが、bポツの6メートルって、あれって系列間の6メートルですね。だから、同じじゃないのかっていうふうに私は理解してて、
1:10:24	では、この6メートルっていう数字はどういう意味合い、どういう意味合いでどうもしようとしてるのかがまずよくわからなかった。6っていう数字が多分、Bポツが出てきたんでしようけど、
1:10:34	ちょっとその、どういうふうにこの6が出てきて、今回使う、どういう意味で使おうとしてるのか、ていうのがちょっとよくわからなかったので、そこはちょっと説明を拡充してもらった方がいいかなというふうに思うんですけど。
1:10:46	関西電力の荒井と申します。ちょっと補足でご説明させていただきます。BとIIの6メートル離隔というのが、先ほどおっしゃったように、例えばポンプとポンプAとBのポンプがあれば、
1:11:00	6メートルぐらい離しておいてあと感知消火があればいいよと。
1:11:03	つまり
1:11:05	感知消火があることを前提にしてみれば、6メートルぐらいの距離があればいいよというふうにちょっと解釈しております、
1:11:13	一方電線管に対して、
1:11:17	今度ですね守ろうとするときに、逆に電線管の周り6メートルに燃えるものがなければ大丈夫だろうと、そういうふうにちょっと置き換えまして、
1:11:28	6メートル位で、あとそのAとBの電線管同士に関しては、
1:11:34	4ページのところのポツにも書いてございますけども窒息消火するので、下お互い加害者にはならないと。
1:11:42	いうところで、他に加害者となるようなポンプですとか、盤とかが、6メートル以内であれば、
1:11:52	例えば伴の方に、隔壁を作ってやる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	もしくはポンプにも作ってあげたらいいんですけどもちょっとポンプに隔壁作るのはちょっと難しいのでそういった場合は電線管の方に、隔壁をつくってやると、そういうところで隔壁を、
1:12:08	作るというところ、あと、
1:12:12	あと恒設機器に対してはそういったことをやるんですけども、あと考えられる可燃物として持ち込み可燃物なんかがありますんで、そういったところをソフト、運用面で、
1:12:22	なくしていくと、なくすと。
1:12:24	そういうような、大きく言うと考え方でございます。
1:12:33	多分全体概要をご説明いただいたのかなと思うんですけど、ちょっとやっぱり今あれなんですよ。パートパートごとでちょっと理解が追いついてない状態なので、何となく言いたいことはわかるつもりなんです、これ見れば何となく。
1:12:47	ただ、結局どこがどう同等性があるかっていうのがよくわかそのパートごとの説明がないと、なかなか
1:12:54	詳細設計として理解が追いつかない部分もあるので、ちょっとそれは次回以降資料充実化ということでも拝承いただいていると思いますので、いただければと思うんですけど、ちょっとまず聞きたかった6メートルっていう話でいうと、
1:13:08	火災防護審査基準で系列間6メートル離隔しておいて、
1:13:15	もちろん間に可燃物を置かないっていう運用もありますけど、その上で感知消火があれば、いわゆる3時間耐火1時間耐火自動感知消火と同等のものとして今並んでるわけですよ。
1:13:28	で、今回、わあ、その系列間6メートルがまずできないって思っているんですよ。まずそれは、火災防護対象ケーブルの電線がこのA系B系のものが6メートル超えない状態ってことでいいんですよ。
1:13:44	はい。関西電力吉田です。6メートルない状態。
1:13:49	或いはA系とB系の電線管6メートル以上あっても間に、油内包機器があるとか、そういった状態。
1:13:58	うーん。ちょっとまた後者がちょっとわかりづらいので、1回ちょっと校舎置いといてですよ。
1:14:05	6メートルは離隔できないと。
1:14:09	そうなった時に今やろうとしているのは、
1:14:13	カタケイ脳片方の系列から6名。
1:14:19	田尾。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:21	周囲に何も置かない。
1:14:23	設計にする。
1:14:25	ていうのをまず隔壁パートでねらってる。
1:14:28	て理解でいいんですけど。
1:14:33	関西電力の荒井です。その6メートル以内に可燃物が
1:14:40	電線管に影響しないように隔壁等を設置するところが隔壁パートに該当すると考えております。
1:14:50	逆に言うんですよ。
1:14:53	6メートル以遠の固定化再現は、このケーブルノウマ系統分離対策として何もなくていいと思ってるってことですよ。
1:15:05	この電線管に対する灰火災防護対策としては何もなくて良いと思って、
1:15:11	逆に言うとそれはなぜかっていうことをどう、どういう説明になるんですけど、どういう説明と理解すればいいんですけど。
1:15:21	それは、6メートル、
1:15:24	ちょっと補足しますと、葛西元となるようなポンプですとか伴には、そもそも消火設備感知消火設備は、
1:15:32	ついて、
1:15:33	きますので、葛西元としてはちゃんと人気はしているんですけども、6メートル以上遠くにあれば、このかさ、電線管の系統分離、
1:15:45	に対しては、
1:15:46	電線管には悪さはしないと。
1:15:49	そういうふうに認識しており、
1:15:52	すいませんねえと、悪さをしない理由は、今の説明だと感知消火するからってことですか。
1:16:02	感知消火もありますし、あと6メートル以上離れているので、
1:16:08	というところで、いや、規制庁西内ですけども、そこはちょっともう少し明確にやっぱり評価してもらえればいいのかと思いますけど。
1:16:16	多分、感知消火するからって話でいうと、さっき言った保安水準同等の値、同等水準の設計っていう時に、隔壁として同等。
1:16:26	とした上で、さらに感知消火がまだ同等でなきゃいけないわけですよ。
1:16:30	今の話だとちょっと感知消火が何かまざってきちゃってる感じがしてちょっとよく理解がしづらいかなどで、そういうと多分、火災防護審査基準で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	1.6 メーターっていうのを何か水平展開しようとしてるのかなっていう印象を受けるんですけど。
1:16:42	ちょっとそこら辺の考え方がよく伝わりづらいのでまずはしっかり文字化してもらった上で、ちょっと図でも、多分まず達成しようとしていることを達成しようとしてる同等水準ってどういう概念なんだっていうのをしっかり書いてもらうっていうことかなと。
1:16:56	その上で、多分今ここにケーブルトレイとかでこういう工事しますって書いてもらってると思うんですけど、ちょっと具体的な工事内容をまた次のページとかに落としてもらって1回分けてもらった方がちょっとわかりやすいかなとは思いますが。
1:17:08	ちょっとまずそういう意味で6っていうのがどういう考えで用いてるのかっていうのがよくわからなかったというところでちょっと説明の充実をお願いしますと。
1:17:18	まずよろしいですか。
1:17:21	はい。関西電力ヨシザワで承知しました。
1:17:24	ちょっとそれがわからないと正直次に繋がらないのであれなんですけど、
1:17:29	ちょっとこの話でいうと、
1:17:32	このページで言うと、何か、
1:17:34	1時間耐火隔壁が、
1:17:37	要はこの黄色いね、黄色い1時間耐火隔壁がほとんどケーブルに巻かれている図になってるんですけど、
1:17:44	これだったら別に何か、それ以外何もしなくてもいいんじゃないですかっという気がするんですけど、これは何を説明した図なのかがよくわからなくて、
1:17:55	はい、関西電力吉沢です。
1:17:58	この兄弟ケーブルトレイは、もともと既工認でこの対策やってますんで、今回この対策を追加でやるという趣旨、
1:18:09	で書いたものではなくて、また単純に一つの火災区画でこういうふうになりますと、
1:18:18	いう。
1:18:19	多いっすね。だやっぱりちょっとあれですね説明する目的を持って図を書いて欲しいということに尽きると思うんですけど、
1:18:26	いや、多分ですけど。
1:18:29	今ってそうか、そういうことか。このページって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	いわゆる今回追加でやろうとしてる 8 ポツ、基本設計方針っていうところの 8 ポツ、5 ページでいうところはポツ、
1:18:42	の、
1:18:43	この対策の説明をしているわけではない。
1:18:47	対策の説明をしようと思ったらこの真ん中に多分 1 時間耐火隔壁っていうものは登場しないですね。
1:18:56	このタイプ耐火被膜みたいなものは、はい。
1:18:58	はい。関西電力吉澤です。
1:19:01	おっしゃるようにハート通の説明ではなくて、ハープⅡの対策を追加で実施した場合に、
1:19:09	全体的な
1:19:12	一つの区画はこういう対策になりますと。
1:19:17	いう、従来の対策も含めてですね。
1:19:20	来そうなりますっていうのを書いてるものです。
1:19:23	そうすると、ちょっとすいませんね大きいところでもう 1 回確認したいんですけど。
1:19:27	今回の系統分離対策って、
1:19:30	3 時間耐火、もしくは 1 時間耐火プラス自動感知消火、それができてないところ、
1:19:36	それ以外、
1:19:38	の系統分離対策として並列で並ぶものって理解でいいんですね。
1:19:44	はい。関西電力吉田です。その通りです。わかりました。何か。
1:19:48	そういう意図はないのかもしれないですけど 9 ページ目の対策。
1:19:52	フェーズを見ると、
1:19:54	1 時間耐火プラス自動感知消火に、さらに、
1:19:58	今回そのは一ぽつの対策を何かやろうとしてる図にも見えてしまって、例えば意図してる場所は違うって理解でいいんですね。
1:20:08	はい。関西電力遊佐です。意図してる場所は、
1:20:13	電線管の耐火隔壁は、
1:20:18	ポツのイメージなんですが、それはここ、
1:20:23	黄色で塗っていないところ、
1:20:26	我慢残ってる、ちょっとわかりにくいんですけども、振ってるというところで、ぽつんにしてます。
1:20:37	何となくわかったので、やっぱり
1:20:40	まずやっぱりポツの対策。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	少なくとも私今回の申請内容って、ポツを新しく系統分離対策として1本追加する申請だと理解してて、
1:20:51	5 ページ目の基本設計方針の変更内容を見れば多分そうそうとしか読めないんですけど、
1:20:56	であれば、やっぱり8ポツの内容を1回しっかり説明し切った上で、
1:21:02	その上で、何かいいとらうと混在するんであれば最終的にはこういうイメージだよってというのがお互いの守備範囲がわかるように書いてもらう、うのが流れとしてはあれなのかなという気はしますね。もしそういう説明したいのであれば、
1:21:16	まずしっかり8ポツの説明を1回仕切っていただいてからってことなのかなと理解しました。
1:21:21	そういう意味ではあれですね現状のアズイズの話はあるんですけど、要は、ぽつろっぽつの話がこういう話で、
1:21:27	ではぽつはこういう話だよって同じような論理展開で多分やってもらった方が、
1:21:32	頭に入りやすいかなって気はしますね。
1:21:35	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
1:21:38	ちょっとあれですね、それぞれが出てきてからの事実確認かなって気はしますんでちょっと現状この図で確認をしようとするとかよくわからないまま話が進んじゃうので、
1:21:49	そういう意味で言うと、ちょっとお願いしたいのは、
1:21:52	これ平面図って書いてあるじゃないですか。
1:21:54	このポンプ等、
1:21:56	その6メーターってこれって平面図の概念ですか。
1:22:01	ポンプから出てる6メーター、これなんか高さ情報って2回位やってます違います。
1:22:07	関西電力の諏訪です。これは水平距離6メーター。
1:22:12	平面図上の6メーター
1:22:17	ちょっと、今までの説明内容に照らしてなんですけど、このポンプの6メーターが意味するところだけちょっと私よく理解、あんまり、多分、一番ここはよくわかってなくて、
1:22:29	これは何を説明したいんですって。
1:22:31	いや、さっきまでの話だと、そのいずれか片方の系列の水平管6メーターってその系列から6メーターって話があったと思うんですけどね、これ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:40	本とかどこまでどういう6メートルを取ってるかよくわからなかったんですよ。
1:22:45	関西電力の荒井です。
1:22:48	えっとですね、ちょっと西内さんおっしゃったようにちょっとトレイトポンプ全部載せにしちゃってるので、ややこしくなってるんですけども、
1:22:56	例えば電線管のそばにトレイがありましたら、トレイに蓋をすることによって、火災元がなくなりますと、
1:23:05	そういうのがまず一つで、仮に、6メートル以内にポンプがありましたら、ポンプにちょっと壁はつくれないので、ポンプから6メートルの範囲にある電線管はもう電線管の方に隔壁をつけてしまうと。
1:23:21	それをちょっと、両方載せてるので、ちょっとややこしくなってるというような状況です。すいません。
1:23:28	わかりました。だからそうすると、
1:23:32	緒方衛藤。
1:23:36	多分、私あれなんですよ。
1:23:39	要は、今回申請書をもって、その申請書に対して審査をするイメージで私はいるので、少なくとも審査としては、
1:23:46	いるので、やっぱり8ポツの対策って何だっという頭があるんですよ。
1:23:51	で、逆にあれですか、今のこの9ページ目10ページ目のイメージは現状できてない部分があってそれを、いわゆるポツなのかろうポツなのか、もしくは新しくできるポツ、どれかで対策しますよっていうそういう説明資料になってるんですか。
1:24:08	規制庁西内です理解しました。
1:24:14	そういう説明資料って思えば、理解はできるんですけど、ただやっぱり、申請の説明資料じゃないなっていう印象ですね。
1:24:24	今回申請の、あくまで、
1:24:27	最終的なその現場の姿とかは、別に説明いただくのがいいんですけど、今回あくまでへ基本設計方針の変更を審査するものだと。
1:24:37	我々これは明らかに、
1:24:40	法令上もそうなってると思いますし、
1:24:44	だと思っているので、例えばそういう観点での説明資料っていうところに、
1:24:49	包括していただければ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:51	多分おのずと認識が合っていくのかなというふうに理解しました例えばその意識の差ってということかなと今何か聞いて理解しました。何か認識にそごありますか。
1:25:02	はい。関西電力吉田です。今回はポツの堆砂腔を説明する図になってないので、
1:25:11	それは8ポツ、
1:25:13	の対策に特化して、ちょっと充実して説明した上で、こういう全体名じゃ参考。
1:25:21	レベルになるのかなという気もしました。
1:25:26	もちろん全体説明いただくのはいただくでもいいと思うんですけど、
1:25:37	大丈夫。
1:25:40	はいどうぞ。
1:25:42	火災対策室の齋藤です。
1:25:46	まず、今西内からの話であったは様にまずは整理をしてくださって話がまず一つなんですけど。
1:25:59	ここの6ページのは、
1:26:02	9ページと10ページワー
1:26:05	要は何にフォーカスしてるかがはっきりしてないんで、それがまずははっきりするようにしてくださいっていうのがまず一つなんですよね。例えば、
1:26:16	本来ポンプから6、9ページの平面図で言えば、ポンプから6メートルつていうところで、本当はこれ多分、円でず一つと囲まれてなきゃいけないのに、
1:26:28	囲まれてないから、案でA系電線管のところしか入ってないから何これって話になるわけですよ。そう。そう。
1:26:37	そうその上でさらに、9ページと10ページの話とかでいうと10ページだと、電気盤のところは、
1:26:45	外壁のところ、外枠るところに1時間耐火を書いてあるけれども、
1:26:51	9ページのところにはそもそも1時間耐火の
1:26:54	壁そもそも入ってないすよねみたいな話とかもあって、それでなおさらよくわからなくなって、
1:27:01	ということなんですよね。
1:27:03	なんで、その
1:27:08	今のご説明の中で6ページの対策等、9ページ10ページの対策をどういうふうに関連づけて説明するのかというのかそれともバラバラにして、
1:27:20	一緒にすると、こんなイメージですみたいな説明になるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:26	要はこういった場所はこういう感じでこういった場所はこういう感じですか。そうであればきちっとパターン分けして、そもそも説明した上で、
1:27:34	それに対しての組み合わせイメージとか、何なのかみたいなのところを綺麗に整理しないと。要はし、審査として議論する、審査会合で議論する時に、
1:27:47	困りますよねっていうことを、今とりあえず申し上げているということでもとりあえずそれはご理解いただけました。
1:27:54	はい。関西電力吉澤です。
1:27:56	今すべての対策をひとまとめにごっちゃにしているので、
1:28:02	まずは一つ一つ、個別にバラバラバラバラにきちっと説明して、最終組み合わせたがこんなイメージというふうな、
1:28:13	構成にして、はあと角対策、
1:28:17	について、わかりやすく説明できるようにしたいと思います。
1:28:29	火災対策室の齋藤ですその分はその部分でお願いします。6 ページの部分でまず、9 ページ 10 ページの図を見ないで、
1:28:38	とりあえずちょっと6 ページの部分について技術的に幾つか確認をさせていただきたいところがありますんで、
1:28:47	先ほどから6メートル離隔という、6メートルの話についてなんですけど、
1:28:55	これ
1:28:58	他のた
1:28:59	おっしゃる対策が等価であるって話をするとき、
1:29:03	少なくとも、水平距離感、火災防護審査基準でBって書いてあるところは、一番最後にこの間、この場合水平距離感には仮置するものを含め可燃物がそんな、
1:29:17	可燃性物質が存在しないことと、
1:29:20	いう文言が入ってますんで、
1:29:23	その夫の、
1:29:24	整合性を、
1:29:26	きちっと取った上で説明する必要がありますからねと、いうことをまず、
1:29:33	確認させていただきたいんですけどそこは同じ認識でいいですよ。
1:29:41	はい。関西電力吉澤です。同じ認識でござい。
1:29:46	そこを前提にしてちょっと次の話として次はイロハニフォローとあとその一番最後の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	注釈のところについてちょっと順番に確認させていただきたいんですけども。
1:29:58	このイの部分ですけど、まずイの部分の内容のイの部分で書いてある内容なんですけども、これ、系統分離対策ではなくって、
1:30:07	これって火災防護ののは、一番最初の第1のレイヤーの発生防止のところの、
1:30:13	何年か措置の代替だと私は思ってたんですけども、それが違うのであれば、要はバリアの話を含めてですね、きちっと説明をしなきゃいけないですよっていう。
1:30:25	のことになるのかなというふうにはちょっと見えましたので、とりあえず資料を修正していただく上で、この位の取り扱いどういうふうに他の対策と等価なのかということを含めて考えていただければと思っていますそれからもうここは回答要りません。それから、
1:30:42	口とハについては今先ほど申し上げた通り火災6メートルという話と火災防護審査基準の一番最後の、
1:30:50	この場合って書いてあるところについてちょっと考えていただければと思っています。で、
1:31:00	表現、
1:31:03	すいませんそれですね、一番6ページの最後の部分なんですけども、注記で条件において書いてある段落ありますよね。
1:31:14	ここの部分で確認をちょっとしておきたいのが、
1:31:19	まず、なぜ440V、
1:31:23	以上なのかと、要は440V以下の場合考えなくていい理由っていうのについて、
1:31:30	改めてすみませんけども、審査会合で、
1:31:35	考え方を教えていただきたいんですけども、今資料なければまた後で
1:31:41	資料を修正していただいてご説明いただきたいんですけどもこれご説明できるもの何かありますか。
1:31:52	関西電力吉田でございます。補足説明資料になりますけども、
1:32:23	27ページ。
1:32:25	お願いします。
1:32:29	ちょっと27ページの一番最後の方の上記において、以下、ちょっとこの会合資料に詳しく書いてますけども、
1:32:38	火災元として考慮する電気盤は電線管に火災影響を及ぼす可能性がある、445戸以上の臨界流する電気盤し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:47	なお、
1:32:49	445 人未満の電気盤については、火災防護審査基準において引用されている弱 4626、2010、
1:32:59	の 4.4. 1(2)、dポツ、
1:33:02	の記載。
1:33:03	制御盤の火災は当該盤の過電流等による加熱により発生する火災であり番外には広がらないものとするに基づき、固定化再現とみなさない
1:33:14	と。
1:33:14	こういう考えで、445 という、
1:33:20	電圧がこれを閾値として考えてます。
1:33:33	火災対策室の斉藤です。ここで、
1:33:37	まず、今の今回の話において、このジャックの
1:33:44	きてよ。
1:33:47	信用できる理由がよくわからなかったので、その部分についても、また
1:33:53	別途、
1:33:53	説明をお願いしたいと思います。そこはまずそこでその次に、2 行目以降に、
1:34:01	下旬庄野は、
1:34:04	火災荷重が低いものについて火災元の対象外とするって書いてあるんですけども、
1:34:11	これが可燃物としてカウントしないという意味なのか、そもそも火災の発生元としてカウントしないという意味なのか。
1:34:23	その辺がよくわからないんですよ。そこをまた、
1:34:29	資料は修正していただき、
1:34:31	いく上で充実させていただきたいなとちょっと思ってます、というのも、
1:34:40	先ほどの 9 ページ 10 ページの図の中で、
1:34:40	こうしたその可燃物、可燃物が、
1:34:44	火災元なのかそれとも火災、要は、
1:34:49	火災下になるのか兼ね火災可燃物として、
1:34:52	その 6 メートルとの関係でどうなってるんですけどつけっけというのがすいませんこの記載だとちょっとよくわからないので、
1:34:58	その考え方について、
1:35:00	ちょっと改めて、資料を修正した上で確認をさせていただきたいと思うんですけどもその部分はよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:11	はい。関西電力一緒です。ちょっと今、葛西元というのと可燃物というものがちょっと明確に使い分けできてないので、河西園っていうのは8ヶ月、
1:35:24	それ自体が火災の原因なるもの、8ヶ月、
1:35:32	のものという意図で今使ってますけども、ちょっとその辺が、
1:35:38	わかりにくいので、ちょっと言葉の使い分けをきっちりしたいと思います。
1:35:44	す。よろしくお願いいたします。
1:35:49	要は説明、今説明いただいている中で、特に6メートルという概念の話は今いろいろ確認させていただいてますけれども、その確認している過程の中でですね、
1:36:02	やはりそのな間にあるその可燃物IIとかですねか再現の考え方っていうのがですね、そこは多分明確に資料を修正していただいている間で、
1:36:13	ご説明いただかないと、ちょっとこれの妥当性の話がですね、なかなか議論がし、
1:36:22	審査会合で議論するための議論にちょっとならないのかなとちょっと思ってますんでその辺をちょっとはつきりさせて資料を修正していただければと思いますよろしくお願いいたします。
1:36:31	私、とりあえず、
1:36:35	はい。規制庁西内です。6ページはもう少し私から確認したいんですけど、
1:36:45	報告はちょっと後保安規定申請と一緒に確認をさせていただきたいんですけど、
1:37:02	等、
1:37:04	あれか、ノロポストはぼつですかねちょっと9ページ目ちょっと見ながらなんですけどね。
1:37:15	今回追加で変更している、同等水準の対策。
1:37:21	の方の確認なんですけど、
1:37:25	この例えばB系ケーブルトレイ、
1:37:29	河西元って書いてもらって左側に二つ目のやつ。
1:37:33	ここで鉄製の蓋を設置って書いてあって、
1:37:38	あとスクリーン末梢自動消火設備ってことだと思うんですけど、
1:37:42	まず鉄製の蓋は、これ隔壁として1時間耐火能力を有しているってそういう理解でいいんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:53	はい。関西電力吉沢です。
1:37:57	17 ページ。
1:37:58	の方に、耐火隔壁等の施工方法ということで、
1:38:05	1 時間耐火能力を有する隔壁等々、みなせるもの、あと 3 時間の隔壁とみなせるもの、書いておりますけども、1 時間の
1:38:18	隔壁とみなせるものの一つに、鉄板●●(非公開情報)mm 以上プラス離隔距離●●(非公開情報)mm 以上という、この鉄板と離隔距離の組み合わせ。
1:38:29	が、1 時間の耐火能力を有する隔壁と、
1:38:33	と同等ということで、この鉄板というのが●●(非公開情報)mm 以上の厚さを有する、
1:38:41	鉄板ぶたになりますんで、それプラス●●(非公開情報)mm 以上の離隔というところで 1 時間を達成しようと考えております。
1:38:52	規制庁西内です。
1:38:55	終わりましたらあくまであれですねっ、いわゆる物理的なバリアだけじゃなくて離隔も含んで、
1:39:03	の耐火能力を有したってそういう具合になるわけですね。
1:39:07	はい。関西電力吉田です。その通りでございます。
1:39:12	規制庁ニシウチ総会でこれも具体的な、この火災耐久試験って言うやつはこれ補足になってるやつですか。
1:39:20	はい。関西電力吉沢です。
1:39:24	どうぞ。
1:39:28	発足資料の 17 ページに、
1:39:32	試験の
1:39:35	ずっと結果を載せております。
1:39:40	ちょっと確認なんですけど、これらの下最大径試験は今回の申請にあたって新規で実施したっていう理解でいいんですけど。
1:39:50	関西電力吉沢でございますこれは他電力で、
1:39:54	再稼働時に申請に使っていたものを、こちらでも、
1:40:02	同じ使わしてもらうということで、認可実績のある試験結果
1:40:10	になります。
1:40:12	規制庁西内です一応各党私も理解してるつもりで確認したかったのはこれは関西電力として、
1:40:22	こういう知見がしっかり使えるんだっての関西連絡としてしっかり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:26	精査した上で申請をしてきたものという理解をしていいんですけど、 よ。要は他の書いてあるからそのまま使っていたとかそういうわけではなくて、
1:40:35	はい。関西電力予算でございます関西電力としても内容確認をして、使えるという判断のもと、使うことにしています。
1:40:44	規制庁西内ですわかりました。だからあれですかその根拠となるその実験データ、元生データって言えばいいんですかね。あとは実験条件とかも含めてだと思えますけど、そういったものも含めて、
1:40:57	関西電力として、これを今補足説明書に書いている。
1:41:01	て理解でいいんですよね。
1:41:04	関西電力吉田です。その通りでございます。わかりました。規制庁西内です少なくとも今回新しく実施したわけじゃなくて、いうなれば認可実績、規制庁として認可認可実績のある内容だということで理解をし認可実績というのかな。
1:41:19	少なくとも本文レベルの話じゃないと思ってるので、審査の中で提示された実績があるってそういう理解をしていますけど、審査実績っていうのかな。
1:41:28	わかりました。ちょっと今回改めて実施したかどうかというところは位置付けとして明確にしておいていただいてもいいですか。これ、要は度どういう位置付けの、これ新規ものなのかどうなのかってそういう意味合いですよね。
1:41:39	ていうものがわかるように書いといていただければと思いますがよろしいですか。
1:41:42	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
1:41:47	はい。規制庁西内です。
1:41:51	これは離隔はとりあえずこういう離隔じゃないか、隔壁はこういう話を組み合わせてやろうとしています。
1:42:01	てことですね。
1:42:02	掘もずっと、
1:42:06	はい。
1:42:07	感知消火パートに行きたいんですけど、
1:42:13	結局電線コーンをねらった自動感知自動消火、
1:42:18	普通、通常の、ぽつろうぽつのその審査基準の対策だと。
1:42:24	いわゆる系統分離の対象となる系列をねらって自動感知消火があるものと私理解してますけどその前提はまだなってますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:35	はい。関西電力吉澤でございます。
1:42:41	防護対象を基本ねらうんですけどその防護対象が、燃えるものかどうかというところで、燃えるものを葛西園と。
1:42:52	いうものであれば、その火災を速やかに消火するというところで消火装置をつけると。
1:42:59	いうふうにしています。
1:43:02	今、そもそもの火災防護審査基準に基づく、ポツロープの対策、基本設計方針書いてもらってるの確認をしてるつもりでしたけど、
1:43:11	あれ、それってあれでしたっけ。
1:43:15	も、いわゆる防護対象系統分離の対象の機器が燃えるか燃えないかで何か感知しようかってセキを使い分けてるんでしたっけ。
1:43:24	そんなことやってるんでしたっけ。
1:43:28	別に対象が燃える燃えないとか関係なくて、
1:43:32	防護対象あります。ケーブルトレイとか例にしても説明いただいてたと思いますけど、
1:43:37	防護対象に、菅児童各駅目視1時間耐火が6メートル離隔だった児童館長ともその基礎の系列を対象に、ねらう市でそういう話と私理解しましたが違いました。
1:43:54	はい。関西電力吉田です。おっしゃる通り、防護対象に対して、
1:44:00	感知消火、
1:44:02	ということでやってきております。
1:44:05	規制庁西内です。だからいわゆるポツ老骨まいぽつあるか3時間耐火とか関係ないんですけど、火災防護審査基準に基づく対策ってそういうイメージだと私は理解してるんですけど。
1:44:16	今回それはやってないわけですよ。いわゆるこの電線管部分については特段感知消火ねらって置かれてないっていうそういう理解でまずよかったですよね。
1:44:25	置かれてないのでだからそれと同等の対策を今回工場としているってそういう理解でよかったですよね。
1:44:31	はい。関西電力、
1:44:34	今回はあとの対策では電線化をねらったものはつけなくて、逆に下の方にある固定火災に対して消火設備をつけると。
1:44:44	そういう設計にしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:48	わかりました。まだ最初の各ヒートの考え方で多分繋がる場所あると思うので、野瀬魁星さんいただいて、整理いただいて説明いただければと思いますけど。
1:44:59	固定についてはだから自動感知消火をやろうとしてるわけですね少なくとも、
1:45:05	あとはちょっと気になるのが、持ち込みに対しては、
1:45:08	どういう話かっていうと、これは2ポツになるんですかね、6ページで言うところの、
1:45:15	この可燃物をそもそも持ち込まないってそういう説明をしようとするってことですか。
1:45:20	はい。関西電力遊佐です。可燃物を持ち込まない。
1:45:25	という、設計にしています。
1:45:39	規制庁西内です。
1:45:42	とりあえず今説明したいことは理解しました。さっき言ったように繰り返しですけど統制をしっかりと説明いただく上で整理いただいて説明いただければと思います。
1:45:52	はい。ちょっと保安規定の話方ポツに行く前にちょっと先に7ページ目と8ページ目だけちょっとさらっと確認をさせていただければと思うんですけど。
1:46:05	7ページ目許可整合の話、ワー
1:46:14	何となく言いたいことはわかったつもりなんですけど、ちょっと確認で、
1:46:21	二つ目の矢羽根の4、4行目、5行目から一番最後、
1:46:26	設計進捗の反映に当たるから、
1:46:32	詳細設計だっていうことなんでしたっけこれ言いたいのは、
1:46:36	二つ目の矢羽根で行きたいのは要は、
1:46:39	詳細設計だから施工人でって言うように聞こえるんですけど、
1:46:43	じゃ、その詳細設計っていうことを示す理由っていう部分はこの文章を見ると設計進捗の反映だからっていうそういう、
1:46:53	話で理解していいんでしたっけ。
1:47:01	はい。関西電力吉田です。
1:47:04	設置許可段階で、同等以上の設計ということで、念頭にあったのが中央制御室とCvだけだったんですけども、設工認に向けて設計を進め、
1:47:18	だけか。
1:47:19	この電線管というものも、その同等の設計の適用対象。
1:47:25	とするという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:27	そういう意味で設計進捗、
1:47:29	の反映と、記載しておりますけども、
1:47:35	はい。規制庁西内です。そういう意味でいうとごめんなさいちょっとさ、
1:47:40	一番最後からちょっと聞いちゃいましたけど、ちょっとその前前段階から ですよね。
1:47:45	まずそもそも公認対象で今回の話が、
1:47:50	許可の変更は必要ないって思ってるってということと私理解したんですけ ど。
1:47:56	その理由は、
1:47:57	ちょっと先に後私確認しちゃいましたけど、詳細設計だからってユリかい いですか要は、
1:48:05	関西電力吉澤です。
1:48:07	そこ、その意味では詳細設計だからというのは、ちょっと、
1:48:12	違うと思ってまして、ちょっと文章が、
1:48:16	よくないのかもしれないんですけども、設置許可における設計方針、
1:48:22	の範疇であると。
1:48:25	そそういうイトウ、
1:48:27	記載したつもりです。
1:48:33	伴規制庁ニシウチですけど。
1:48:37	間、ここの下に表が書いてあると思うんですけどね。
1:48:42	範疇っていうのは、
1:48:45	どこの範疇かっていうと、
1:48:49	このウエノ、
1:48:51	火災防護審査基準に基づく設計の範疇だってそういう理解でしたっけ。
1:49:03	はい。関西電力吉田です。設置許可基準、
1:49:08	記載でいくと、大きく二つに分かれていて、火災防護審査基準通りの系 統分離設計っていうのが前段にあって、ただし書き以降は、それと同等 以上の設計、
1:49:22	を適用すると、そういう構成になってますけども、設工認でも、同じく火 災防護審査基準通りの設計と、
1:49:32	それと同等の設計として、
1:49:36	許可で行ってたC、中央とCv。
1:49:40	に加えて、電線管を考慮した模擬対策これも同等の設計として実施す ると、そういう意味で、
1:49:50	線をしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:52	いう、そういう整理。
1:49:54	を考えてます。
1:50:00	規制庁西内ですけど、今の説明だけ聞くと、
1:50:05	なぜ工認だけなのかっていうのがよくわからなくて許可と工認の違いだ と思うんですけどね。
1:50:13	てっていうのがちょっと理解。
1:50:15	どういう論旨なのかっていうのがちょっとあまり理解ができなくて、
1:50:23	要は今の現行許可のまま許可整合しているっていう説明があるんです よね。
1:50:32	なぜ、なんでしたっけっていう理由がちょっとわからなかったっていうところ ですかねえ、ちょっと聞いていて。
1:50:43	関西電力駒井でございますけども、ちょっとただいまのところですねちょ っともうもう1回持ち帰って、社内でしっかり整理して、次回ヒアリングで 回答するように準備したいと思いますすいません。
1:50:55	そうですね規制庁ニシウチですちょっと文章で書いてる内容と、この表 下の表で書いてる内容とちょっとあわせて見た、このページまとめてみ たときに、
1:51:06	ちょっと何が理由で、要は整合しているっていうところの、その主張がよ くわからなかった、何か掴みきれなかったので、ちょっともう少しここを具 体化してわかるように、はい、記載をいただければいいかなと思いま す。
1:51:20	というところで今日時点ではちょっと、ちょっとすいません今日時点では それくらいの確認には止まっちゃうんですけど、よろしいですか。
1:51:27	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
1:51:31	はい。続けて8ページ目です。
1:51:36	今までの話が11条への適合性の話ですよねと。で、
1:51:42	14と15わあ、
1:51:48	まず、
1:51:51	ちょっとここがよくわからなくて、
1:51:58	どっちでもいいんですけど、今回の系統分離対策ハート通ですよね。
1:52:04	8ポツに関連する設計基準対象施設なんでしたっけ。
1:52:14	藤。
1:52:15	関西電力ヨシダですこの8ページの十四条中工場で書いている、この ポツに関連する設備として、
1:52:24	意図してるのはそのポンプの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:29	電線管であるとか、坂野電線管とかそういった、
1:52:35	安全設備というものに付随するケーブル、繋がっているケーブルを収納する電線化。
1:52:43	これ、
1:52:46	これよ、これが今回の対象対策の対象になるんで、
1:52:54	具体的なポンプとかですね、伴とかですね、そういった系統分離の対策。
1:53:01	野本元に、元になる火災防護対象機器、
1:53:08	まりとして、安全設備であるとか設計基準対象施設と言ってます。
1:53:15	規制庁西内です。この関連するって書いてるのは、まさに系統分離対策を実施する対象のケーブルを周ケーブル、ないしケーブルを収納した電線管って読めばいいんでそういうことですか。
1:53:34	ちょっとそう読んだときに、
1:53:36	ちょっと疑問なのが今回はそのケーブル自体を申請されてるんですけど。
1:53:41	なんかあくまでそのケーブルをどう守るかの話ですよって言うなれば、
1:53:47	ちょっとどういう意味合いで審査対象条文っていうふうに言ってるのかっていうのをちょっとしっかりとらえたいっていうところですかねまずスタートは、
1:53:55	今の話だと、ケーブルが主語だと私は理解したんですけど。
1:54:01	それでいいのはそれでいいですし、
1:54:04	ケーブルが少なのかもしくはそのまさに系統なナイトウ様をお姫様ナイトウ様とよく言いますけど、
1:54:10	いわゆるけなお姫様ナイトウ様をお姫様側のケーブル、
1:54:15	ここ主語として書いてる文章なのか。
1:54:18	もしくは今回のまさに系統分に対するナイトウ様側で具体的に設備が何かあって、それが設計基準対象施設だからとかってそういう話なのか、ちょっと何を、いや、僕それ後者かなって思って読んだんですけど。
1:54:30	今の説明聞くとなんか前者なのかなっていうふうにちょっと思ったのでちょっと、まずそれ関連するっていうところ不確かなワードになっているので、
1:54:37	ちょっとそれで事実関係もう少し明確にさせていただいてもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:40	手法っていう意味合いでは、関西電力遊佐です。先ほど説明悪かったかもしれないんですけど校舎側、
1:54:47	大井としております。ちょっと関連するところ、わかりやすくなるように、ちょっと修文いたします。
1:54:56	はい。規制庁西内です佐川ってした時に、
1:55:01	何、何でしたっけっていうのが多分これまでの説明でそもそもの対策の内容が今わかっあまり明確になってないので、
1:55:09	ちょっと疑問に感じるだけなのかもしれないので、ちょっとそこの繋がりですよね。主語をもう少し明確にっていうところはちょっと、
1:55:16	今は多分、これまでのページの説明と多分つなげていただければより明確になるかなと思いますので、
1:55:22	はい。ちょっとそこを明確にしていいただければと思います。よろしいでしょうか。
1:55:28	はい。関西電力の澤です。承知しました。
1:55:33	はい。
1:55:34	ジャックコーン
1:55:36	ちょっと私がいまあ、あまり理解できてないのか。
1:55:41	普通にその3時間耐火とかの系統分離を申請してますね一番最初に、そのときってその3時間耐火隔壁って、設計基準対象施設とかそういう区分けにしたってそういう理解なんですかね。
1:55:54	概念的には火災防護設備の内数で、ただ
1:55:59	火災防護設備って基本基本設計方針で審査してますよね基本的に消火設備とか除いては、
1:56:04	そういうものってその中で基本設計方針設備っていうものがあってその設備単位では多分こういう管理してるのかなと思うんですけど、いわゆるそういう対策を設備、基本設計方針設備じゃない。
1:56:15	対策。
1:56:17	とか、もうこういう、
1:56:18	管理をしてるっていう理解でいいのかっていうのがちょっとよくわからなかったんで、整理できるのであればそこも併せてちょっと。
1:56:24	充実いただければと思います。
1:56:28	ここは単純に、
1:56:30	説明内容をちょっと充実いただくっていうところですね。
1:56:36	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
1:56:40	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:42	で、9 ページ目 10 ページ目はちょっといろいろと確認をさせていただいたのであと 11、11 ページは、今までの話ですかね。
1:56:51	同等かっていう話 came 分いろいろまざって説明されてるので、もう少しわかりやすくっていうところに尽きるかなと思います。
1:57:00	よろしいでしょうか。
1:57:03	はい。関西電力吉田です。了解です。
1:57:08	はい。
1:57:11	12 ページ 13 ページと保安規定の話になるんですけど、
1:57:18	等、
1:57:19	これまで確認している 6 ページ目から 6 ページ目のところで確認できてる運用。
1:57:25	て、
1:57:30	結局 2 ぽつが運用パートになるんですよ。
1:57:34	6 ページ目で言うところの 2 ポツ、
1:57:37	はい、関西電力、吉田です。2 ポツが運用になります。
1:57:42	終わりますと 2 ポツの話を、ほほうポツで書いてるよ。ちょっとそこがやっぱ、何か、
1:57:52	あれなんですよねその 2 ポツは、可燃物持ち込まないように維持管理って書いてあって、ポツは、
1:57:59	仮仮置等に係る運用並びに火災の早期感知消火に係る運用って二つ書いてて、
1:58:06	2 ポツってこれ全社しか書いてないですよ。だから、後者の話がよくわからないなあとと思ってないんだっらないでいいんだと思いますし、
1:58:15	あるんだっただけ書いてもらえばいいと思うんですけどとりあえずちょっと現状確認できてるのがこの仮置きするものをつけて持ち込まないって話なんでそこについてだけ確認をしたいんですけど。
1:58:24	それが 12 ページ 13 ページ目の保安規定でどう書かれているかという
1:58:32	と、
1:58:32	12 ページでも書いてもらってる持ち込まない運用とするため、
1:58:39	これ、
1:58:40	現行保安規定は変えないけど、
1:58:44	その下部規定は変えるよってそういう理解でいいですか。
1:58:48	はい。関西電力ヨシダですね、理解で記載してます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:55	藤規制庁ニシウチですけど、この持ち込まない運用っていうのはこの現行本ってのはどこで読めるっていうふうに理解すればいいんですけど。
1:59:04	どこに基づいて定めているって理解すればいいんですけど。
1:59:10	はい。関西電力吉澤です。まず一番 18 条の(5)で、可燃物の適切な管理というのを、火災防護計画に定めると。
1:59:22	というのが書いてありまして、具体的に手順書の整備というところ、下の段いきまして、火災予防活動可燃物管理というところに、
1:59:33	恒設機器及び点検等に使用する可燃物の総発熱量が 1200 日を超えない管理持込投函を実施すると、これに基づいて、現状でも、
1:59:45	所則類、社内標準の中で、持ち込み禁止エリアであるとか、そういったのを決めて、可燃物の持ち込み運用を実施してますんで、その記載を充実するイメージ。
1:59:58	で考えております。
2:00:02	はい。規制庁に周知ですけど、
2:00:05	今の話って要は 6、この辺、同じページ 12 ページ目の一つ、一部、一行目にも書いてますけど、
2:00:12	6 メーターの範囲内に持ち込まないっていう運用ですよ。
2:00:15	で、この添付 2 の、この火災予防活動に書いてるのは、総発熱量が制限発熱量を超えないように、管理を実施するって書いてあって、
2:00:25	これはあれですか
2:00:27	いわゆるこの 6 メーターのエリアは制限発熱量がゼロだよっていうような読み方をすればいいんですかね。ちょっとその、ここに基づいてどういうふうに定めるのかというのがよくわからなかったんですよ。
2:00:41	はい。関西電力吉澤です。
2:00:43	火災区画全体での間瀬総発熱量の管理、あと機器の周辺、6 メーターであるとか、そういった範囲での
2:00:56	発熱量管理、これを
2:00:59	所則類の中で、
2:01:01	明確に規定したいと。
2:01:04	いうふうに考えて、
2:01:06	規定したいことは理解をしたんですけど、
2:01:10	ここに紐づく。
2:01:13	来た規定になるっていうことは、いわゆる総発熱量と制限発熱量というワードが下部規定にも出てくるわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:20	今回持ち込まないっていうことは、
2:01:23	両者の発熱量の制限発熱の方はゼロだっていうそういう読み方をするって理解をすればいいんですけど。
2:01:31	そういうふう下部規定に定めるイメージだって思えばいいんですかね。いやここによるんだっていう、言われるのであれば、そう発熱量と制限発電所に照らして、その後どういうふう持ち込まない運用にするのかっていう説明が、
2:01:42	ちょっと理解ができなかったところなんですけど。
2:01:46	要は、別にこの(エ)って別に持ち込まないとかそういう話をしてないですよ。
2:01:51	制限発熱量があって、それ以下に総発熱量制限しますよって言うだけです。
2:01:57	今回やろうとしている運用は持ち込まない運用なんですよ。
2:02:02	この制限発熱量っていう考え方に基くとそれはどういうふうブレイクダウンされるんですかっていうことを確認したかった。
2:02:08	はい。関西電力吉澤です。この制限発熱量の制限エリア、
2:02:15	の明確化、あと、西縁発熱量、そのエリアは0にする。
2:02:20	で、持ち込み可燃物、
2:02:24	禁止ですね。
2:02:25	そういったのを具体的に記載。
2:02:28	するイメージです。
2:02:29	読み方わかりました。下部規定はもちろんこれから定めるってことだと思あるのでとりあえずの考え方はわかりました。
2:02:37	だから持ち込まない運用っていうのは現行の本規定に基づいて、できると思っているから保安規定の変更は予定してませんよってことですか。
2:02:47	はい。関西電力吉田です。その通りでございます。
2:02:53	規制庁西内ですわかりますとで、
2:02:56	はいどうぞ。
2:02:59	火災対策室のサイトウでちょっと1個だけ教えてください。今の
2:03:05	添付2のて書いてあるところで、現行1行目に生かす一番最後の部分の赤線三行引いてあるところですけども、
2:03:16	1行目のところに、火災区域または火災区画についてはっていうふう主語がそういうふうになってるんですよ、現行今。
2:03:26	可燃物管理、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:28	四方っていうのは実際、火災区画単位でされているのか、それとももっと細かい単位も含めて、これにも規定に基づいてやってるのかって現行はどうなってんのかってちょっと教えていただいてもいいですか。
2:03:44	関西電力の荒井です。
2:03:47	現行につきましては、区画単位で
2:03:52	評価を
2:03:54	しております。
2:03:57	はい。火災対策室の丹イトウです。今の現行の運用についてはわかりました。私から以上です。
2:04:06	はい。続けて確認ですけど、
2:04:10	13 ページのところ、
2:04:15	ちょっとこれは読み方だけなんですけど、
2:04:21	かっこええの。
2:04:23	3 行目にも影響軽減。
2:04:27	ていうのは空が書いてあって、それも含めて 8 す発生防止、早期感知消火、あと影響軽減、それぞれを考慮した教育訓練って書いてあって、
2:04:38	何かここでは読めないって理解をしてるんですけど、それとも何か特出しするようなイメージで括弧Pを書いているんですけど。
2:04:46	これは単に度どういうイメージでこれを読めばいいのかっていうのが確認したいというだけです。
2:04:51	はい。関西電力の竹田でございます。こちらの括弧の方は、火災防護対策として、発生防止、感知消火、影響軽減、これらの考え方方策の
2:05:04	ところを実際こういう対策打ってるといったところの、
2:05:10	具体的な教育になってございまして、これらの防護対策を行った後のソフト面での、
2:05:20	申し込み管理といったところが今回明確になっておりませんでしたので、今回の括弧Bの方に明確化したというものになります。
2:05:35	規制庁西内ですけど、ちょっとよくわからないなと思うのがあれ今の説明だとですよ。
2:05:42	ちょっと 1 ページ前戻っていただいて 12 ページのところまさにさっき話確認した総発熱量が制限発熱量を超えない管理っていうものがあるわけですよ。
2:05:53	それは、現状、
2:05:54	現状すでにやってる範囲があると思うんですけど、それは 13 ページでいうと、(エ)で読んでたって理解ではないんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:05	安保さん、これ括弧Bって親切ですか。
2:06:09	ちょっと保安規定申請書まだ見切れてちょっとまだ見えてなかったんですけどこれ新設ですか。
2:06:14	関西電力熊倉でございます。あと西さんのおっしゃる通りでして、こちらはもともとAの方で飲んでた範囲になっております。今回の申請につきましては、
2:06:25	この括弧Bに記載している可燃物の持込管理についての教育というのが、読み取りづらいのでこちら徳田資するイメージで括弧Bに追加したと、そういうものになってございます。
2:06:37	規制庁西内です。岡安里 1 点だけ追加で、ちょっと保安規定申請書まで私まだ名東せてないんですけどこれ新設通する項目って理解、括弧Bを新設したって理解でいいんでしょうか。
2:06:52	関西電力熊倉でございますカッソBについては、今回新たに明記しているものですが、火災防護の教育という項目につきましては元からございますので、
2:07:02	そちらについてはそのようになってございます。
2:07:05	規制庁西内です。わかりましただからもともと括弧Aで読んでたんだけど、今回こういう話になってるのでしっかり書こうって意識を持って特出しをしている。
2:07:16	ちょっとあれですね括弧Aと括弧Bの関係がわかりづらくなっている気はしましたけど、イメージとして徳田志田ってそういうことですね。わかりました。ちょっとあれですね。
2:07:24	徳田志田っていうイメージを明記しておいていただいた方が趣旨が読みやすいかなとは思いますが。はい。
2:07:31	ちょっとそういうことであればファクトとして書いてもらえばいいかなと思います。
2:07:41	火災対策室の齋藤です 13 ページのこのBの
2:07:47	書き方、あの表現文でちょっと教えていただきたいんですけども。
2:07:51	素直に読むと、可燃物の持ち込み管理っていうのは、
2:07:56	火災の影響軽減のためだけに行うように何かさらっと読めるんですけども、
2:08:02	私の読み方って間違ってますか。
2:08:49	火災対策室の齋藤です話として、理解はしたんですけども、
2:08:55	逆に言うと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:59	すいません私の理解の仕方が間違ってるかもしれませんが、こういうふうに書いてしまうと、
2:09:04	何か持ち込み管理は、影響軽減のためだけに何か実施しますというふうにも読めなくもないような気がするんですけども、その読み方は間違っているということによろしいですね。
2:09:21	はい。関西電力吉田です。
2:09:24	可燃物の持ち込み管理自体はこれまでも、ポツの中で、
2:09:31	教育、必要な教育はやってきたんですけども、今回は火災影響軽減のための教育っていうのを、徳田市で、
2:09:41	明確にすることで、対策を徹底したいという
2:09:46	ところで記載した。
2:09:48	ですね持ち込み管理については、この影響軽減のためだけではなくて、全体的発生防止も含めてですね、やっていると。
2:09:58	いう、そういった状況です。
2:10:01	すいません高橋です。ちょっと今のお話ですけども、ちょっと書きぶりが確かに誤解を招くような書きぶりにはなってるかと思しますので、
2:10:11	ちょっとそこら辺をわかるように記載させていただくということにさせていただきたいんですが、
2:10:16	火災対策室の齋藤です。記載記載の表現についてですね、
2:10:23	何かし、今確認された上で主修正等考えていらっしゃるということで理解をいたしました。私からは以上です。
2:10:35	はい。規制庁西内です。
2:10:39	保安規定はとりあえず、
2:10:43	以上ですかね。
2:10:45	はい。
2:10:49	はい。
2:10:51	あとは、
2:10:54	18 ページ目のところくらいだけはちょっとまだ見てなかったですけど、
2:11:01	やっぱりあれですね
2:11:03	ちょっと登場人物が多いかなという図の印象を受けるので、やっぱりそもそも今回同等の保安水準同等の水道と水準。
2:11:12	ていうものをどう達成しようとしてるのかっていうフィロソフィー概念がわかるようなものをまず作っていただいてから、その中にどういうものがあるのかってのはその次に続くものとして分けて説明していただければまたわかるのかなという気はしますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:26	ちょっと登場人物が多いかなという印象を受けました。
2:11:28	はい。
2:11:29	で、ちょっとごめん、もう1個だけ、確認しやせたんで確認なんですけど、
2:11:34	右下のこの18ページの右下の断面図断面図。
2:11:39	でいうと、
2:11:40	この電線管から見た6メートルっていうのは、
2:11:46	要は、
2:11:49	6メートルズドンっていうイメージでいいですかね。ちょっとそれあの変な形容詞をつけましたけど6名、要は
2:11:59	単純にその線じゃなくて、ゾーンとして、6メートルゾーンはもう何も無い、そそういうような6メートルとして読めばいいですか。この灰色のエリアっていうのかな。はい。
2:12:12	関西電力古澤ですこの配慮のエリア、ゾーンとして設定します。規制庁西内ですわかりました。
2:12:20	はい、わかりました。内容パワーポベースでの確認は、ちょっと私は現時点では以上でちょっと理解し、
2:12:28	しきれない部分も多分あるかと思しますのでちょっと一部資料充実いただいて、また再度事実確認させていただければと思っています。
2:12:34	その上で補足説明資料の項目でいうと、冒頭の説明の中で、施工に関しては追加があるっておっしゃってたと思うんですけど、
2:12:46	それを具体的にどういうものが追加されるイメージでしたっけもう一度確認してもよろしいですか。
2:12:52	関西電力吉澤です。
2:12:55	各プラントごとに、電線管の系統分離、
2:13:01	の対策一覧、窓の火災区画をイロハのどれで、電線管の系統分離やっていくかという整理した一覧表。
2:13:12	火災区画に対して、医療、色は、
2:13:16	どの、
2:13:18	どの方法で、
2:13:20	火災防護対象ケーブルを収納する電線管を分離するかというのを整理した一覧表、あと、当該のその火災区画の配置図、
2:13:32	対策内容を書き込んだ配置図、
2:13:35	を用意しようと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:37	規制庁西内です。新基準のときのまとめ資料だと、ケーブルトレイを多分例示まさに示した配置図があったと思うんですけど、あれケーブルトレイじゃなくて、
2:13:49	火災防護対象ケーブルが入ったその先の電線管部分の、そういったものが出てくるイメージって思えばいいんですけど。
2:13:56	はい。関西電力吉田です。そういったイメージのものを出そうと思っています。
2:14:02	はい、わかりました。ちょっと、
2:14:06	冒頭お願いしたことにも繋がるんですけど、結局だから今回何を申請しているのかっていうことだと思っていて、冒頭確認したように火災防護対象機器ではなくて、
2:14:20	あくまでケーブルの系統分離対策っていうことを念頭に置いているのであれば、
2:14:24	申請者も多分そう書かれるべきだと思いますけど、で、
2:14:28	あれば、なぜ今電線管に限る必要があるんですけどっていうのがよくわからなくて、
2:14:33	そういうつなぎを明確にしている行間ですかね。
2:14:38	なぜいきなり電線管のものが出てくるのかっていうところがよくわからないなっていうところなんですよね。
2:14:45	言うなればケーブルトレイに火災防護対象ケーブルの話です。ケーブルトレイ部分についてはもうすでに対策終わってって1時間耐火ないし3時間耐火でやっています。
2:14:56	電化部分できてなかったのっていうのは、激戦株についてはこのやり方を今後したいんですけどっていうことであればそう書いていただければより明確だと思いますし、ちょっと徐々にその説明している範囲を明確にしておいていただきたいということですかね。
2:15:10	よろしいですか。はい。
2:15:12	はい。関西電力よさで承知しました。はい。
2:15:15	電線管部分が今回やりたい反対対象なんだっていうことは説明資料見ても、今までの経緯からしてもらおう。概ね理解はできるので、そういったところは資料としてもしっかり書いておいていただきたいということです。
2:15:27	やっぱり電線管っていうワードが行くと、発生防止等やっぱり勘違いしやすいんですよ。
2:15:33	要は電線管に収納する設計でかつかつパテをやるっていう設計を発生防止の時に新基準の時にこれ結構、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:40	それなりに論点になったとっていて、
2:15:43	やっぱりその印象を受けてしまうので、今回何か何かっていうところ、やっぱ火災防護対象ケーブルなのであれば、まずそれからきてしかるべきかなという気はします。
2:15:52	いうところで資料構成等々を修正いただければと思います。
2:15:59	そうするとあれですね施行人の補足は、図面は各プラントのユニークなものが、今後出てくるってそういうことですか。
2:16:09	はい。関西電力としてはですね、7プラント分すべて出そうと思ってます。
2:16:15	はい。規制庁西出ですわかりましたで衛藤工認も保安規定もですけどそれ以外は基本ユニークな部分はないという理解でいいんですけど。
2:16:25	はい。関西電力としてはそれ以外にユニークな部分はないと、こちらも考えております。
2:16:33	はい。規制庁ニシウチですわかりま執刀。
2:16:39	はい、わかりました。どうぞ。
2:16:41	今日時点で私からは一通りは以上ですかね。ちょっと1部分もまだ確認しきれてない部分ありますけどちょっとまずは説明内容わかりやすくというところをお願いをできればと思います。
2:16:53	はい。
2:16:54	規制庁側カラーですけど、今までの話全体として何か追加で確認ってありますか。
2:17:04	すいません。規制庁の仲ですけど先ほどのそのアパート分の追加っていうのはあるっていう資料が間に合わないという話であって、
2:17:12	ある程度はその、
2:17:14	どこで具体的にどうするかっていう、計画自体はもうできていてシラオの落とし込みが足りない。
2:17:22	いう理解でよろしい。
2:17:25	関西電力向後でございます。おっしゃる通りでして、計画自体は固まってるんですけどちょっと資料として体裁と同様に、ちょっと時間とっておりまして、今日間に合わなかったと。
2:17:36	はい次回には間に合わせるよう準備したいというふうに思ってます。
2:17:41	規制庁仲です。理解しました。
2:17:44	今回のその申請の内容が方針ということである程度7プラント分のいろいろなパターンを網羅的に
2:17:54	表したものであるかどうかというところがですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:57	多分、見えるように、
2:18:00	したいと思っていてそれがないと結局後戻りですねちょっとこんなパターンがあったとあって、
2:18:05	いう後出しもそれはそれで、
2:18:07	時間が長引くだけですので、ある程度わかりました実情はそういうことで、すべてのプラントの計画を踏まえた網羅的なものとして今回申請されていると。
2:18:19	いうことで理解しました。
2:18:30	火災対策室のタカハシですすいません確認させてください。今回イロハのハっていうのはいわゆる火災防護審査基準の系統分離の
2:18:41	ABC外のパターンということでマディDパターンっていうかねDその他のコダマないですけどもそういうのをオリジナルで作られたということで、
2:18:51	今までですと、イトロ、イトロはAとCですね、D、Bは今まではないということで、系統分離ができてない区画がありますよということになって、
2:19:04	そこに新たに系統分離をするとなったときに、
2:19:08	すべて木の葉のパターンになるということですか改めて、AとBを、はい。系炉を、
2:19:16	ができるというのはなくてすべて、
2:19:19	ハになると、そのその他の方法でしかできないってこと。
2:19:23	関西電力駒井でございます。えっとですね今回の場合、朦朧もあります、あるんです。はい。それで、それ以外のパターンとして、
2:19:35	歯があるということでございまして、今回の対策が全部はということではありません。
2:19:42	はいわかりました。あとイメージ図なんですけれどもこれはいろいろないろいろなパターンを集めたイメージ図なのかこれは本当に実際にある部屋で、
2:19:53	A系ケーブルトレイとBTケーブルトレイと、A系電線管とA系、PT電線管が一つに、ずっと集まってる部屋が実際あるっていう。
2:20:04	状態なんすか。それとも、
2:20:05	こういうパターンが来る全部集まったのを書いているだけな。
2:20:10	関西電力思いですけども、いえ、この図はですね、実際の部屋をイメージして書いてあるじゃなくて、すべてのですね、ものを、1枚、2、
2:20:21	書こうとして、上手に書ききれなかったと言うのが実態でございますので、
2:20:28	ちょっと今日ヒアリングを踏まえても、ちょっと非常にわかりにくいなっていうふうに、よく説明しながらも痛感しましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:37	もうちょっとですねここは家にしてというか、
2:20:39	こういうパターンはこうです、こういうパターンはこうですということをきちんとお示して、ご理解してもらった上で、じゃあ、トータルを書くところな感じですかね。
2:20:50	とかですね、ちょっと書き方工夫したいと思います。
2:20:55	はいわかりました以上です。
2:21:07	はい、規制庁の奥です。大変細かいところであれなんですけども、概要資料の 16 ページ、17 ページのところなんですけども、
2:21:16	その経営的なところですよ。16 ページ 17 ページはスズキホデ、
2:21:20	内容的にスズキホデ参考 2 の続きが 17 ページになってると思うんですけども参考 3 というふうになってちょっと違和感がありますので、これは矢羽根内容の書き分けができると思いますので参考 3 外していただいて、
2:21:32	18 ページが参考 3 になるのかなと思います。
2:21:42	あ、関西電力もです了解しました。
2:21:50	規制庁に周知ですけどを規制庁からほかに現時点で何か確認事項ありますか。よろしいですか。
2:21:56	はい。
2:21:57	ここまでの話ですけど関西電力側から何か確認ってありますか。よろしいですか。
2:22:06	現時点ではよろしいですかね。はい。
2:22:09	衛藤発電所側のWebで参加している方々からも何かあれば差し込んでいただければと思います。
2:22:15	最後にスケジュール感を確認して、
2:22:20	ちょっと予定時間を持ってますのでちょっと
2:22:25	今日やりとりした内容の確認だけしてちょっとお互いが共通認識を持ってると言ってるところだけ最後確認ができればいいかなと思います。
2:22:32	先にそっちかな。先にそっちやりましょうか。
2:22:36	衛藤。
2:22:37	概ねパワーポイントベースでの確認を進めさせていただいたと思いますけど、
2:22:43	これですね関西電力側から、一応次回、
2:22:48	ヒアリングに向けて、こういった部分を修正充実するのか。
2:22:53	ていうところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:54	関西電力学の一通りながら、簡単にで結構ですんで流してもらっていいですか。
2:23:09	関西電力小森ですけども、ホワイトボードの記載を、事業本部の方にお願ひしたいと思うんですけど事業本部、まとまっていますかね。
2:23:23	はい神戸原子力事業部保全計画グループの田仲です。すみませんちょっと今作成中でまだちょっとまとまってないんですけども、一旦現状版の方の打ち合わせを実施させていただきますでしょうか。
2:23:36	じゃあ先にスケジュール感だけ事務的にやらせていただきますかね。
2:23:41	それ終わった後に最後まとめてはい。関西電力西脇確認させていただいて、ちょっと認識にそこがありそうであれば最後に確認だけさせていただいて、拒否終わりできればと思います。
2:23:52	最後スケジュール感ですけども、会合衛藤概要パワポ。
2:23:58	にも2ページ目に書いていただいていると、通りで優先的な審査、早期の認可を希望ということで他の申請案件との金とかも別途面談でお聞きしているとおりお聞きしていますけども。
2:24:09	衛藤。
2:24:10	ということで、とりあえず資料、関西電力の方で修正をいただいて、
2:24:17	もう一度ヒアリングをやった上で審査会合という日程かなと、日程感としてはそういうイメージかなと考えています。
2:24:25	そういう意味ではもうなるべく早くっていうところなのかなあというところにして、
2:24:31	いつ頃のイメージでしょう、なりますかね資料提出。
2:24:36	はい。関西電力遊佐です。
2:24:39	本日いただいたコメント等の修正版は、4月5日水曜日の午前中には、
2:24:47	提出させていただきたいと思います。
2:24:51	はい。規制庁西内ですわかりました。そうすると今週末にもう一度ヒアリングをできれば差し込んで、
2:24:58	そうですね事実確認そこで概ねできるのであればそのまま審査会合という形のスケジュール感かなとは思っています。
2:25:08	はい。例えばとにかく早く審査会合、早期の認可早期の審査っていうことでもともとも確認を早く審査会合ということかなと思いますので、事実確認サトウを終えて、
2:25:18	はい。審査会合で議論というところがあればいいのかなと思ってます。
2:25:23	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:24	スケジュール感も概ねもう、
2:25:26	共通認識でよろしいですか。はい。
2:25:28	岸大仲ですけど
2:25:30	先ほど7プラント分がこうずっと出てくるというところで、
2:25:34	そこら辺はご説明としてはどういう説明の仕方をされるんでしょうか。
2:25:39	ある程度別にここをですね何か特徴があるかどうか差異とかそういうのもいろいろあるかどうかというところで共通的に話せばそれで済む話なのかそこはちょっと相場感がよくわからないところなんですけど。
2:25:51	物量がある中でですね効率的に説明をしていただきたいなと思ってます。そこは説明の仕方として、ちょっと検討いただければと。
2:26:02	はい。関西電力竹田でございます。承知しました。基本的には地面につきましては、同じように火災区画の載ったマップ上に、同じような凡例、同じような説明の言葉で、
2:26:13	落とし込んでおりますので、例を一つのプラント一つ説明させていただければ、他は同じような見方で入れるような作成となっておりますので、
2:26:24	少しちょっと作成、説明しながら、ご意見聞きながら考えたいと思います。
2:26:33	貴重な笠間ちょっととりあえずわかりましたが
2:26:37	ちょっとこっちそういう趣旨ということでですね、
2:26:42	何か工夫が余地があればですね。
2:26:44	ご検討いただきたいということで、一応コメントをさせていただき、
2:26:49	関西電力をまず承知しました。
2:26:51	おそらくですねそれぞれのプラントユニークで、配置は違えども、その施工されるパターンといえますか。
2:27:02	例えば、この、この例えば、何でもいいですけども、ケーブルトレイがこう掘りましてねと。そういう時の電線管はこういう配置関係にありますねと。
2:27:13	こういうパターン時はこうするんですわみたいなことを、と例えばとあるプラントでご説明さしていただいて、そのような方を例えば
2:27:23	このパターンが仮に五つぐらいあったとして、そのパターン、五つのパターンというのは、実際の当該のユニットにおいては、こういうところで使われてるんですよ。
2:27:35	いうふうなことをご説明した上で、他ちょっと見方をですね、
2:27:42	ご説明さしていただくような形になるんじゃないかなと、今のところちょっと私はそういうふうにご想定してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:49	はい。規制庁の川路理解しました。だから基本的な類型パターンがあってそれに例外があるかどうかでもしあればというそんな感じですか。わかりました。
2:28:01	はい。規制庁西内ですけど、スケジュール感はよろしいですかね。はい。
2:28:06	衛藤。
2:28:07	では、原子力事業本部の方ですか。
2:28:13	このヒアリングでやった内容の確認について準備がよろしければ、ちょっとよければこちら人数も多いのでちょっとゆっくり名で読み上げていただけると助かるんですけどお願いしてもいいですか。
2:28:26	原子力事業本部、田中でございます。そうしましたら読み上げさせていただきます。まず資料の全体的なコメントといたしまして2点、記載してございます。まず一つ目申請対象設備、その範囲を明確にすること。
2:28:44	及び二つ目今回申請する範囲及び内容についてまず主で説明することとしましてその上で具体的な対策や全体構成等を記載するというような資料構成とすることを全体のコメントとして受け取ってございます。
2:29:01	続きまして詳細各それぞれのページ設備、修正の記載の説明ということで3ポツ目AP3ページ、火災防護対象機器の追加に関しましては、今回は申請資料としての扱いを適正化扱い今回参考資料扱いとすること。
2:29:19	及びP4 続きまして山野四つめAB4 ページから6 ページ、申請する各設計につきまして、
2:29:29	審査し、基準に対して、どのように同等水準を達成するかについて、わかりやすいように資料を充実すること。また、9 ページから11 ページの具体的な設計等かかれた図面に関して、
2:29:44	その説明と関連づけた構成とすること。
2:29:49	続きましてポツのヤダ、A、B7 ページ、設置許可整合について、どのような理由で契約が整合しているかという点について理由を整理した上で、再説明すること。
2:30:04	続きまして8 ページ目、各条文のごめんなさいこれ設置許可整合について、
2:30:12	失礼しました僕は関連条文についてなんですけれども、
2:30:20	各条文の主語を明確にすること、また、歯の設計がどのように関わってくるかをわかるようにすること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:32	続きましてちょっとこれ関連するちょっと資料はちょっと今見つけられなかったんですけどもコメントいただきましたコメントとしまして改元について、
2:30:43	440V未満の葛西元と440V宮丘再現とみなさないことについて約4626を引用できる理由を記載を充実すること。
2:30:55	最後、審査資料P1213の保安規定の修正案に関して記載の適正化を行うこと。
2:31:05	すいませんちょっと急ぎ実施いたしましたが、以上になります。
2:31:11	はい。規制庁西内です。
2:31:15	趣旨は概ね、
2:31:17	漏れてないのかなって気はして一方で
2:31:21	等、
2:31:22	ちょっと細かいですけど、
2:31:28	宇井一つ目の申請対象設備範囲を明確にするっていうのは設備範囲と いうか申請範囲ですよね。
2:31:38	今回申請している範囲、
2:31:41	申請対象っていう意味合いなんですかね。
2:31:44	言うなればその二つ目の矢羽根と多分共通的なコメントで、
2:31:49	今回申請するものが要はポツっていう系統分離対策。
2:31:55	かつそれは火災防護対象ケーブルをねらったものなんですよね。
2:31:59	で、さらにその先に電線管っていうワードが入ってくるのかこないの かっていう話は多分またあるんでしょうけど、要は、
2:32:06	何をねらっ主語が何か、それに対してどういう設計をするっていうことが 今回追加されているのか。
2:32:13	ということが明確になればいいっていうそういうことだと思っています 端的に言うと申請範囲とし申請範囲と申請なり申請対象と申請範囲かな、 明確に整理っていうそういうことだと思っています。
2:32:25	ちょっと今、何でいいですかね。田仲君ウエノ全体は、一つはもう、
2:32:31	二つ二つ目の山根と一緒に。
2:32:34	おっしゃったように、
2:32:36	申請の対象と、我々が実現しようとしてることを、
2:32:41	ちゃんと説明しなさいと、そういう趣旨なんや。
2:32:47	二つ目の矢じりを決して一つ目の矢じり域や、
2:32:53	言ってることわかる。
2:32:54	今二つあるやつを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:56	一つ目消したけど、
2:33:16	阿曾瀬谷ね、そういうことです。はい。
2:33:21	規制庁西内です。もう少し明確に言えば申請対象というのはまさに火災防護対象ケーブルなのか機器なのか、
2:33:28	あとはさらにその先に電線管とかケーブルトレイっていうまさに、今パワポでいろいろ使ってるワードっていうものが、申請内容として入ってくるのかどうか。
2:33:37	ていうところかなと思います。はっていう意味で言うと、当間是一緒か。方法一緒ですよねあとはもう少しちょっと言葉を変えて言うのであれば、
2:33:46	結局インポツとローコスト化の既存の対策は変えてないわけですよ。今回はポツっていうものをあくまで追加するっていうのが今回の工認の申請内容ですよ。私は理解してますけど。
2:33:57	後半の図の方だと、
2:34:00	現場結局最終的にどうなるかっていう絵姿の説明が結構目立ったので、そうすると今回の申請内容は最終的な絵姿を説明いただくのではなくてもそれはあくまで検査で確認することだと私は思っていて、
2:34:13	今回は追加で対策するっていう部分、その妥当性を確認審査するものだと思っているので、
2:34:19	そういう意味でその申請範囲対象というのはそういう意味合いも含めてですよってそういう理解とさせていただければと思います別にこれ書いていただかなくてもいいのはい。
2:34:27	そういう趣旨ですよっていうことは、これ文字起こしにもしてますんで後でご確認いただければ明確かなと思います。
2:34:34	はい。
2:34:35	今の二つ目の矢羽根ですかね。火災防護対象機器の追加に関して、申請資料としての扱いを適正化加古参考扱いすること。
2:34:45	って話ですけど。
2:34:48	申請資料。
2:34:51	申請上の扱いですかね、申請資料というよりかは、
2:34:56	申請上の扱いっていうものを、
2:35:00	明確にして説明してくださいねっていうだけかなと思っていて、正直現時点で何か適正化することまでお願いしたつもりはなくて、
2:35:11	単にまず明確にして説明していただければそれで結構ですというだけで、場合によってはこのまま1ポツとして残るのかもしれないですしちょ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	つとそこはまだ事実確認よくわからないなっていうところですね、現時点では
2:35:21	明確にしてくださいねという確認だけでしたというところですよ。
2:35:27	はい。
2:35:28	3の3ポツ目は、
2:35:32	そうですね、三つ目の矢羽根はもうそのままですかね。
2:35:36	はい。八つ目の矢羽根もそのまま五つ目の矢羽根もそのままあって、
2:35:42	六つ目の矢羽根は、
2:35:44	そうですねこれもそのままですかね。はい。
2:35:47	一番最後の矢羽根はちょっとよくわからなくて、これは何でしたっけ。
2:35:53	保安規定の修正案について記載の適正化を行うことっていうこれはどういう趣旨でしたっけすみません。
2:36:03	これ先ほどの齊藤市長おっしゃった、営業軽減の項目で、だけではないよという話のことを書いてるのかなと思うんですけど。
2:36:13	そそうかな、何かそういうこと。
2:36:17	原子力事業の田仲です。その通りですいませんちょっと具体的な詳細まではちょっと聞ききれなかったのでもちょっとご覧らしいにとどめてしまったんですけども説明で、はい。上がっております。
2:36:29	わかりました。これは最後のサイトウ必要な話もあくまで確認であって、要は新しく加古Bでか追加したものが、
2:36:38	系統分影響軽減だけを徳田したいのか、それ以外も徳田瀬下のかっていうところら辺を整理して説明してくださいねっていうだけの話で、
2:36:47	いうなれば要は、何を今回徳田氏括弧Bで何をやりたいのか。
2:36:52	括弧Bが仮に影響軽減だけなのであれば、なぜ影響軽減だけ徳田市なんだってそういう話だと思っていて、
2:36:59	僕からも確認させていただきましたけど、結局この括弧Bっていうのはどういう意図で今回追加されたんだっていうその意図を少し明確にしていれば、
2:37:09	いいのかなと思ってます。
2:37:13	はい。要は、藤クマクラさんからも話あったと思いますけど、多分もともと括弧Aで読めていた話を、今回新しく加古Bとしてある種徳田瀬下意味合いになってると思うんですけど、
2:37:24	何を徳田瀬下の家でそれをトクダセする意味合いっていうところをもう少し充実いただくってそういうことかなと私は理解してます。
2:37:33	よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:37	次事業本部側に行けばいいのかなこれはよろしいですかね。
2:37:41	関西電力さんの承知しました。
2:37:44	ここの書きぶりも含めて、ちょっと、はい。考えます。
2:37:50	はい。一井とかそういうことでしたよと。
2:37:53	あとはここに残さなくてもいいですけど、
2:38:00	4 ページ目と 6 ページ目の関係性がちょっとわかりづらいですねと。
2:38:07	おそらく本文と、添付資料の説明内容の違いなんでしょうけどほぼほぼ同義な内容で、あまり違いもよくわかなんか間違い探してみたいになっちゃってちょっとわかりづらくなっていうところかなと思います。
2:38:19	入れる箇所、後で検討いただき今追記いただかなくてもいいですよ。
2:38:24	メモ的にとっていただければ、
2:38:26	はい、4 ページ目と 6 ページ目の関係がちょっとわかりづらいかないところであとは 6、
2:38:32	ページ目の後に、
2:38:34	要は 6 ページ目までで技術基準適合性の話があるのかなと思うんですけど、7 ページ目で許可整合って言ったと思ったら 8 ページ目でまた技術基準適合性の他の条文が始まって、
2:38:44	9 ページ目でまた 11 条の話に戻って何か要は説明対象が行ったり来たりするような流れになっちゃってるので、できれば流れで説明いただく順番入れ替えていただければ、
2:38:55	我々見る方も楽かなというところでした。
2:38:59	はい。
2:39:00	というところのその全体の説明構成を明確にしていいただければいいのかなというところでした。はい。
2:39:10	あとはあれですねすいません。
2:39:12	ちょっとすいませんピンポイントで話しますけど、6 ページ名
2:39:22	はい。大体同等性を多分説明する過程で明確になっていくと思うんですけど、ちょっと 6 ページ目の、この方ポツ、
2:39:29	の、
2:39:30	火災の早期感知早期消火に係る運用というこれだけ、多分どこを資料上どこでも説明がされてなくて、
2:39:40	多分これだけは今んとこ説明がされてないので、単純に書きすぎてただけだったら探ってもらえばいいですし、いや、ちょっと説明が抜けてましたってことはどっか説明しといてもらえればいいのかないというだけの話ですねこれは。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:51	多分これだけは何か明確に現状正直理解ができない。
2:39:56	例えば説明はオカないっていう状況だと思うので、
2:39:59	それ以外の話は概ね多分パーツワある程度理解要素が多分あると思うんですけど、同等性をどういうふうに説明するのかわからないっていうだけだったんですけど、ここだけはちょっと内容がわからなかったの で、
2:40:12	というところでした。
2:40:14	はい。概ね私これで以上ですけど他に規制庁がわからないから、こういう話もあったなとか、もしか追加でもいいですけど、何かありますか。大丈夫ですか。
2:40:23	はい。
2:40:24	関西電力側からもう今の話を踏まえて全体通してですけど何かありますか。
2:40:30	全体を通してよろしいですか。
2:40:35	はい。
2:40:36	WEB参加ぐみもよろしいですかね一応西郷なので全員確認しますけど、
2:40:44	関西電力の原子力事業本部の方、よろしいですか何かありますか。
2:40:52	事業本部タナカでございます様です。ここにございません。
2:40:56	はい。関西電力の高浜発電所の方向何かありますかよろしいですか。
2:41:01	はい高浜発電所も特にございません。はい。関西大学の大井発電所の方向か全体としてありますかよろしいですか。
2:41:10	大江発電所電気ゴシマです特にありません。はい。最後美浜発電所の方、全体として何かいいいますかよろしいですか。
2:41:18	はい富山部長ですと、特にございません。はい。
2:41:22	そうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。